

田野町
公共施設等総合管理計画
【令和3年度版】



令和4年3月

高知県田野町

目次

第1章 計画概要	1
1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画対象期間.....	2
4. 計画対象施設.....	3
第2章 本町の現状	4
1. 田野町の概要.....	4
2. 総人口及び年代別人口の今後の見通し.....	5
3. 財政の状況.....	7
4. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	12
5. 公共施設等の現状.....	13
6. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	16
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	22
1. 現状や課題に関する認識.....	22
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	23
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	26
5. 公共施設等の管理に関する実施方針.....	27
6. PDCA サイクル推進方針.....	30
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
1. 公共建築物.....	32
2. インフラ資産.....	46
第5章 計画の推進に向けて	47
別添資料	48
用語の解説	49

第1章 計画概要

1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

田野町（以下、「本町」という。）では、これまでに建設された公共建築物及びインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）施設の多くが、大規模改修や修繕、建替えが必要な時期を向かえようとしています。人口減少や少子高齢化が進む中、財政状況の悪化見通し等、公共施設等を取り巻く環境について、根本的な見直しの必要があります。これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠であると考えます。

このような状況の中、平成 26（2014）年 4 月、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「総務省策定指針」という。）を定め、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を発出しました。また、平成 29（2017）年 3 月、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）により、「個別施設の長寿命化計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定するよう全国の自治体に要請がなされ、さらにその後平成 30（2018）年 2 月には、総務省策定指針が改訂され、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等の要件が新たに追加されるとともに、個別施設計画を踏まえて、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを行うことが要請されています。

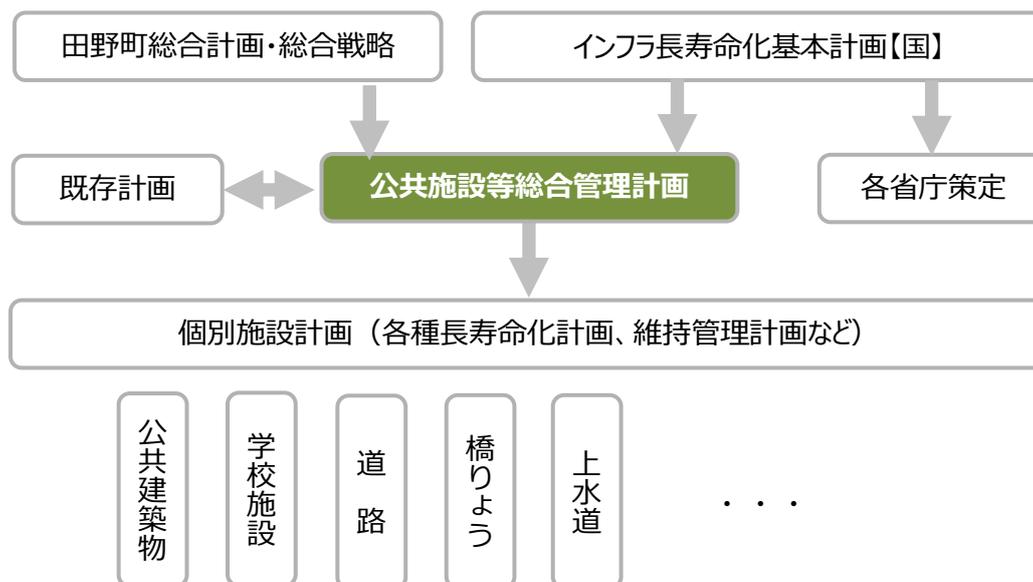
このような国の要請を受けて、本町では、平成 28（2016）年 3 月に「田野町公共施設総合管理計画」（以下、「総合管理計画初版」という。）を策定し、令和 3（2021）年 3 月に「田野町公共施設等個別施設計画」を策定しました。

「田野町公共施設等総合管理計画（令和 3 年度版）」（以下、「本計画」という。）は、上記のような背景を踏まえ、総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、田野町公共施設等個別施設計画などを含む各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や、公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、田野町総合計画・総合戦略や関連諸計画と有機的に連携していくことが求められています。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



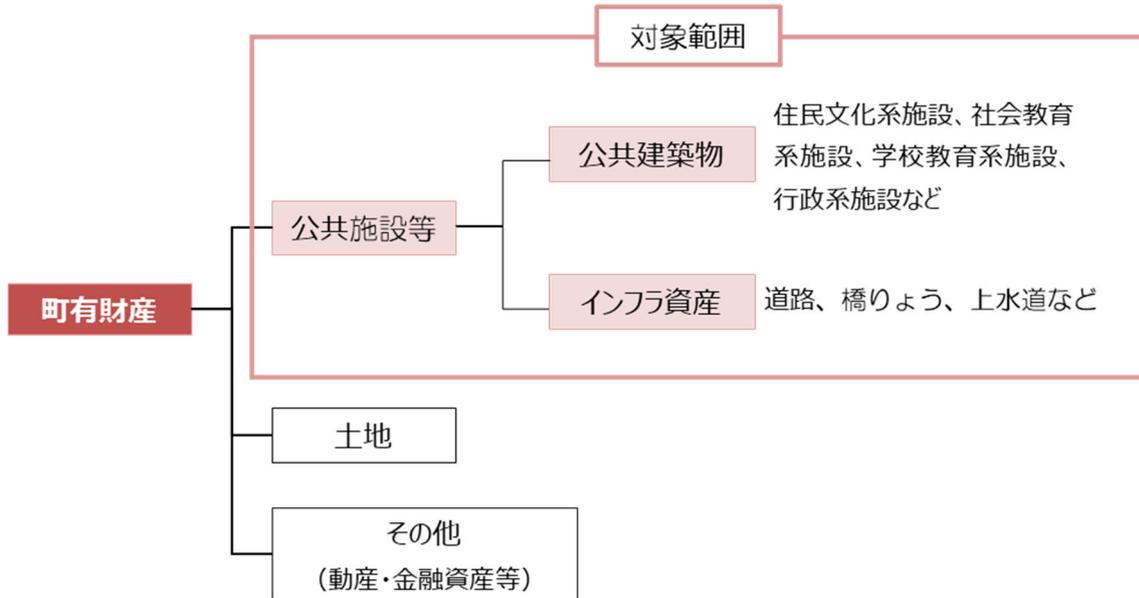
3. 計画対象期間

総合管理計画初版では、平成 28（2016）年度から令和 27（2045）年度までの 30 年間に計画対象期間としています。本計画もこれと同様に、平成 28（2016）年度から令和 27（2045）年度までの 30 年間に計画対象期間とします。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、本町の公共建築物及びインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



図表 1.4.2 公共建築物の内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
普通会計	住民文化系施設	文化施設	2	2	3,609.79	12.7
		集会施設	15	16	1,817.02	6.4
	社会教育系施設	博物館等	4	17	850.42	3.0
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	1	1,531.88	5.4
		レクリエーション系施設	1	2	114.90	0.4
	産業系施設	産業系施設	2	3	350.05	1.2
	学校教育系施設	学校	2	14	7,489.15	26.4
		その他教育施設	2	2	301.70	1.1
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2	1,169.20	4.1
	保健・福祉施設	保健施設	1	1	1,103.80	3.9
		高齢福祉施設	2	3	1,246.31	4.4
	行政系施設	庁舎等	1	3	1,704.37	6.0
		消防施設	6	6	756.74	2.7
		その他行政系施設	1	4	189.18	0.7
	公営住宅	公営住宅	10	23	4,792.56	16.9
	公園	公園	4	4	70.25	0.2
	供給処理施設	供給処理施設	1	2	167.00	0.6
その他	その他	9	9	1,081.24	3.8	
合計			66	114	28,345.56	100.0

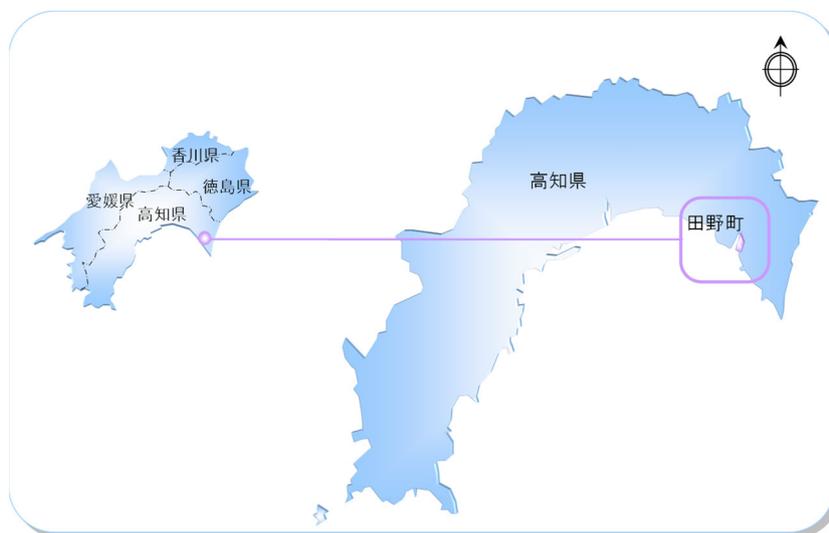
※公共施設等の現況分析は、普通会計の施設を対象に行う。

第2章 本町の現状

1. 田野町の概要

本町は、県都高知市から東へ約 55km、奈半利川西岸河口に位置し、南は、土佐湾に面し、東西 2.2km、南北 4km、総面積は 6.53 平方 km の四国で一番小さな田園の町です。これまで、本町は、住民サービスの提供を目的として公共施設を整備してまいりました。

図表 2.1.1 田野町の位置



一方、本町を取り巻く状況も著しく変化し、特に少子高齢化を伴う人口減少は、町民の暮らしに大きく影響しており、人口減少と若者の流出に歯止めがかからず、町の経済も縮小傾向にあります。

このことに加え、人口減少に伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により地方財政が逼迫する中で、これまでに整備してきた公共施設等が、順次改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

2. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

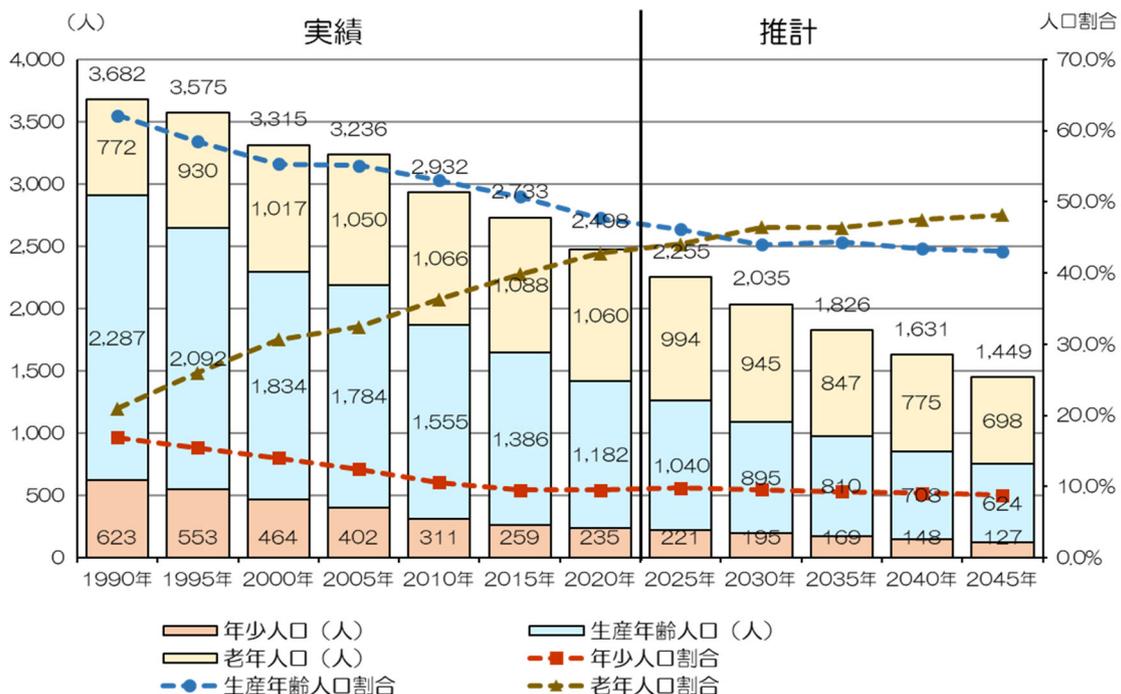
本町の総人口は減少傾向で推移しており、平成 27（2015）年の人口は 2,733 人（国勢調査）と なっています（令和 4 年 2 月末現在 2,550 人：住民基本台帳）。将来人口推計においても減少傾向 が続くことが予想され、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将 来推計人口（平成 30 年 3 月）」に準拠すると、令和 27（2045）年には、1,449 人になる見通しとな っています。

人口構成は、町税収入の中心となる生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合が低くなり、老年人口 （65 歳以上）の割合が高まっています。

図表 2.2.1 人口の推移

田野町 39303 区分	実績							推計				
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	3,682	3,575	3,315	3,236	2,932	2,733	2,498	2,255	2,035	1,826	1,631	1,449
年少人口（人）	623	553	464	402	311	259	235	221	195	169	148	127
生産年齢人口（人）	2,287	2,092	1,834	1,784	1,555	1,386	1,182	1,040	895	810	708	624
老年人口（人）	772	930	1,017	1,050	1,066	1,088	1,060	994	945	847	775	698
年少人口割合	16.9%	15.5%	14.0%	12.4%	10.6%	9.5%	9.5%	9.8%	9.6%	9.3%	9.1%	8.8%
生産年齢人口割合	62.1%	58.5%	55.3%	55.1%	53.0%	50.7%	47.7%	46.1%	44.0%	44.4%	43.4%	43.1%
老年人口割合	21.0%	26.0%	30.7%	32.4%	36.4%	39.8%	42.8%	44.1%	46.4%	46.4%	47.5%	48.2%
年齢3区分別人口計	3,682	3,575	3,315	3,236	2,932	2,733	2,477	2,255	2,035	1,826	1,631	1,449
総人口との差分(年齢不明)	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より ただし令和 2（2020）年は、国勢調査の実績とした。

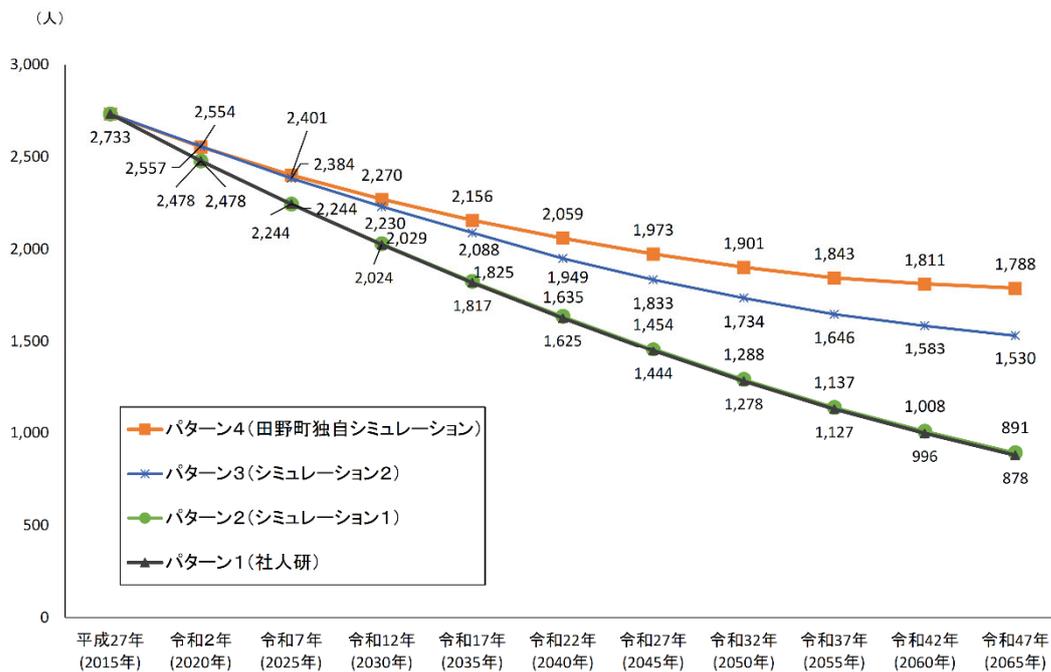


(2) 人口の将来展望

令和2（2020）年7月に策定した第2期田野町人口ビジョンにおいて、様々な条件設定により4つのパターンの推計を行っています。

本町ではこのうちパターン4の将来人口を目指すこととし、合計特殊出生率の上昇と、転入者の増加と転出者の減少により、令和12（2030）年で2,270人、令和22（2040）年に2,059人、令和42（2060）年に1,811人の人口を目標としています。

図表 2.2.2 人口の将来展望



※出典：第2期田野町人口ビジョン（令和2年7月）

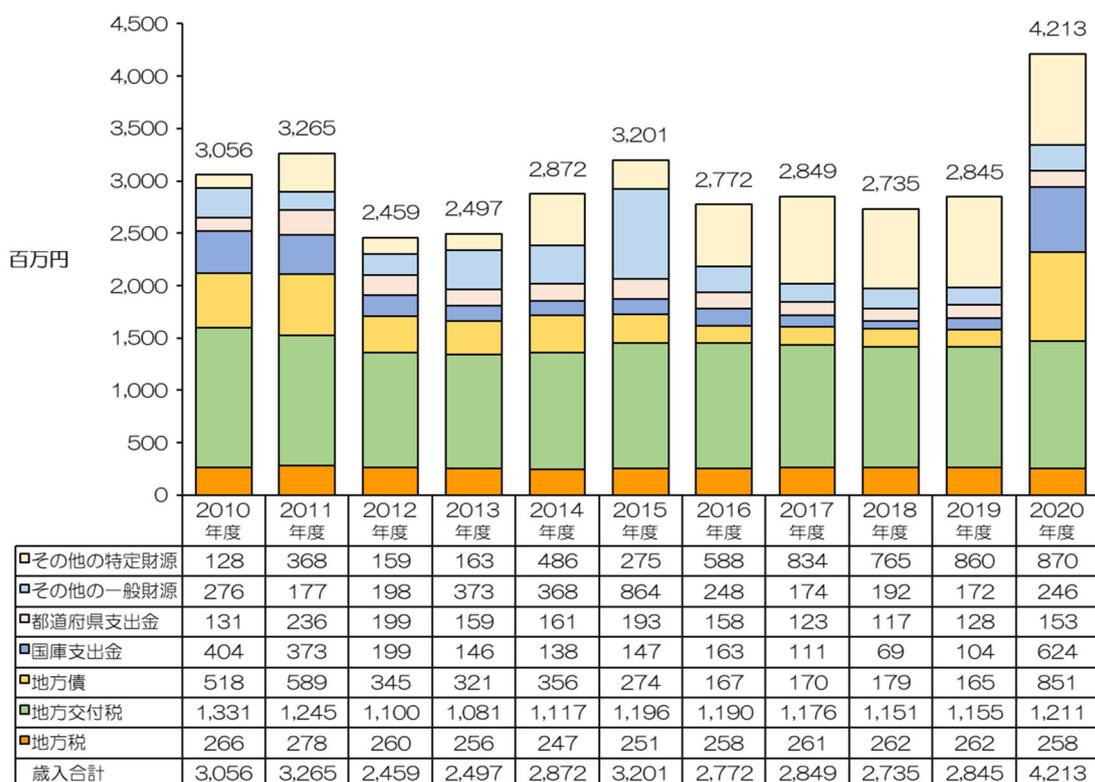
3. 財政の状況

(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 22（2010）年度が約 30.6 億円で、それ以降概ね 20 億円台の半ば～30 億円台の前半で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 42.1 億円と前年度に比べて大幅な増加となっています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

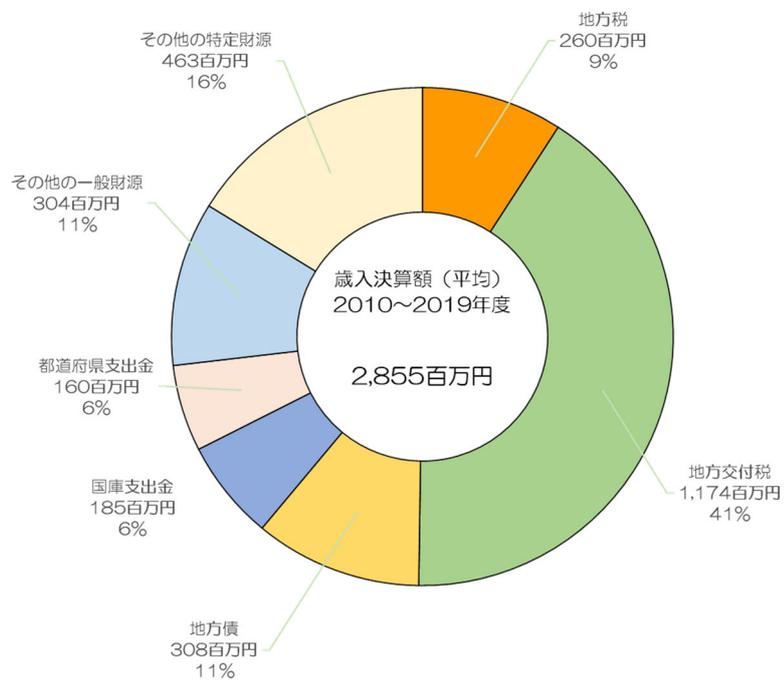
自主財源の根幹である地方税は 2.5 億円から 2.8 億円の範囲で推移しています。一方で地方交付税は、10.8 億円から 13.3 億円の範囲で推移しており、令和 2 年度では 12.1 億円となっており、依然として国への依存度が高くなっていることが分かります。

図表 2.3.1 普通会計の歳入決算額（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）



図表 2.3.2 は、平成 22（2010）年度から令和 2（2020）年度までの歳入決算額の内訳平均値の構成比を表したものです。これをみても地方交付税に対する依存度の高さがうかがえます。

図表 2.3.2 普通会計の歳入平均額（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）

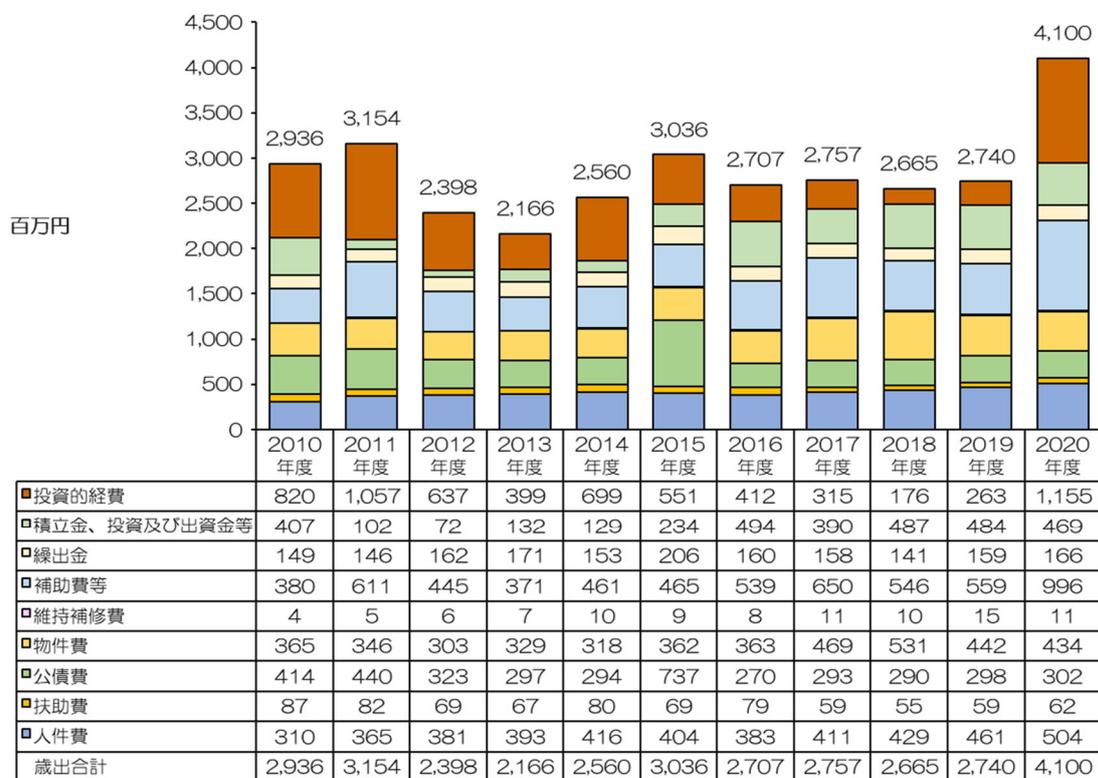


(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、平成 22 (2010) 年度が約 29.4 億円で、それ以降概ね 20 億円台～30 億円台の前半で推移してきましたが、令和 2 (2020) 年度決算では約 41.0 億円と前年度に比べて大幅な増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

内訳として、義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）については、公債費は減少傾向にあるものの、人件費は増加傾向にあります。扶助費については目立った増加は見られませんが、今後高齢化の進行に伴い、増加していくものと考えられます。また、人件費については、2020 会計年度から会計年度任用職員が物件費から人件費に変更となったため、令和 2 (2020) 年度で約 10%弱の増加が見られます。

図表 2.3.3 普通会計の歳出決算額（平成 22 (2010) 年度～令和 2 (2020) 年度）



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費

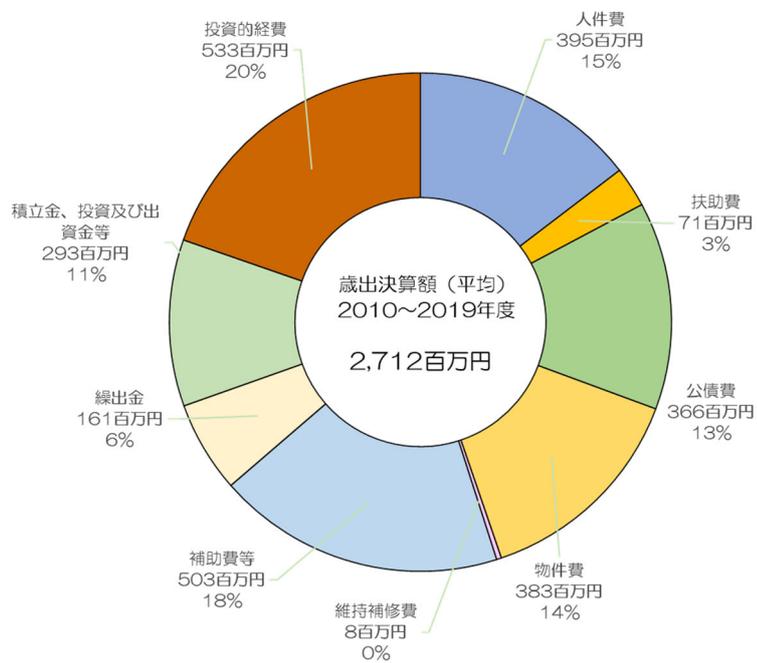
※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※投資的経費：道路・橋りょう、町営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

図表 2.3.4 は、平成 22 (2010) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出決算額の内訳平均値と構成比を表したものです。本計画に関連する投資的経費の平均は 5.3 億円で、その占める割合は 20%となっています。

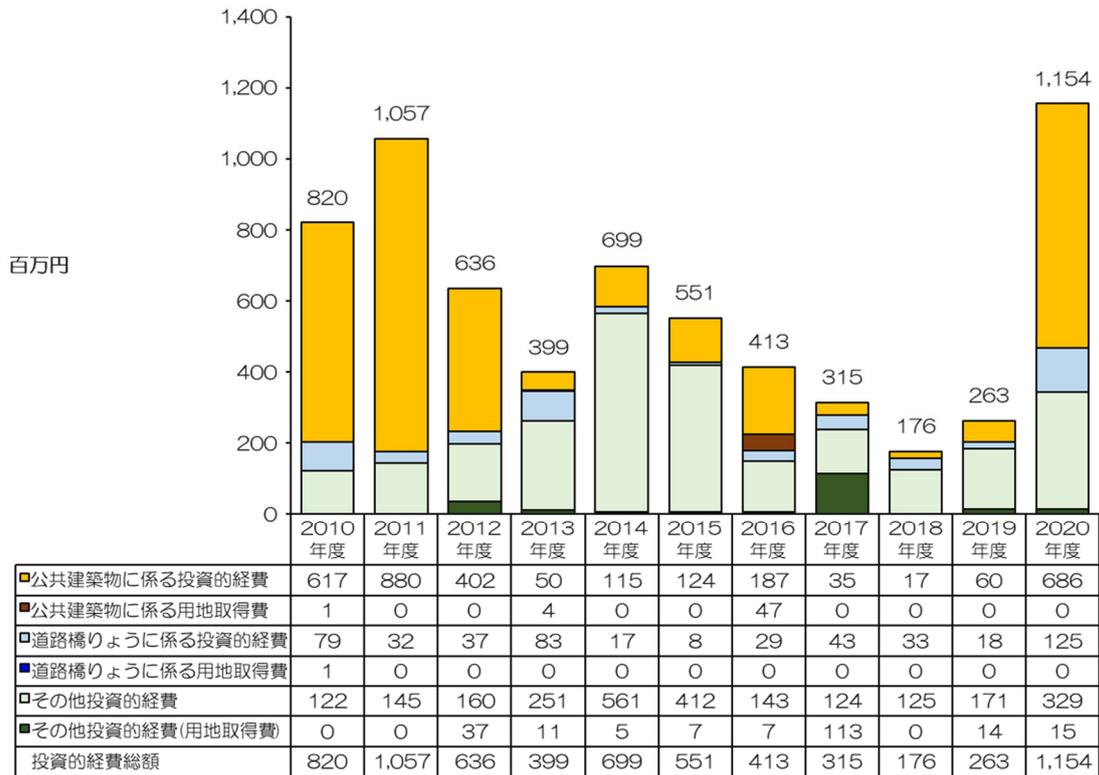
図表 2.3.4 普通会計の歳出平均額（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）



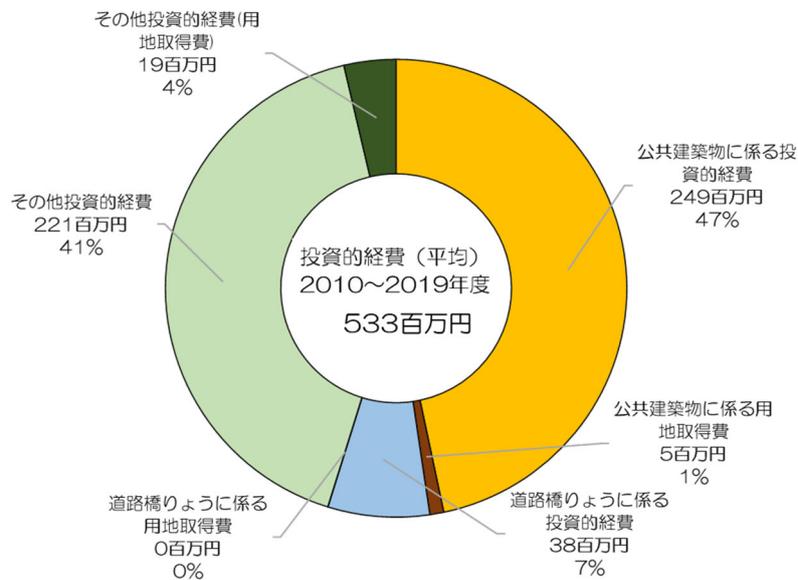
(3) 投資的経費の推移（平成 22 年度～令和 2 年度）

公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額でみると、約 2.5 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 47%を占めています。

図表 2.3.5 一般会計の投資的経費の推移（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）



図表 2.3.6 一般会計の投資的経費平均額（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）

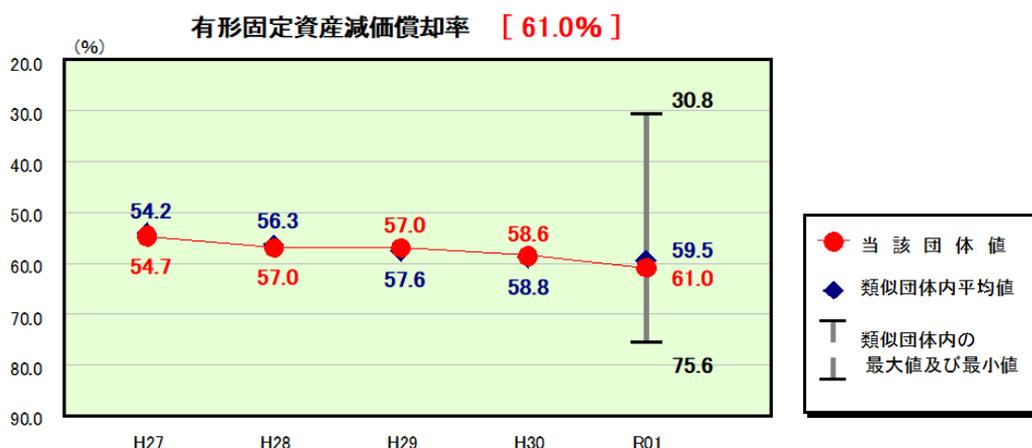


(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成 28 年度～平成 29 年度）

本町では、平成 27（2015）年度に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の延床面積を約 8%削減するという目標を掲げ、更新時期を迎えた施設については、複合化や集約化などの再編実施手法を検討しています。

有形固定資産減価償却率については上昇傾向にあるため、引き続き有形固定資産減価償却率に注視しつつ、公共施設等総合管理計画に基づき更新時期を迎えた施設の複合化や集約化を進めていくことで適切な施設維持管理に努めていきます。

図表 2.3.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度 財政状況資料集（田野町）

4. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人町民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は令和 2（2020）年度以降、職員の定員管理等により大幅な増大はないと想定していますが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

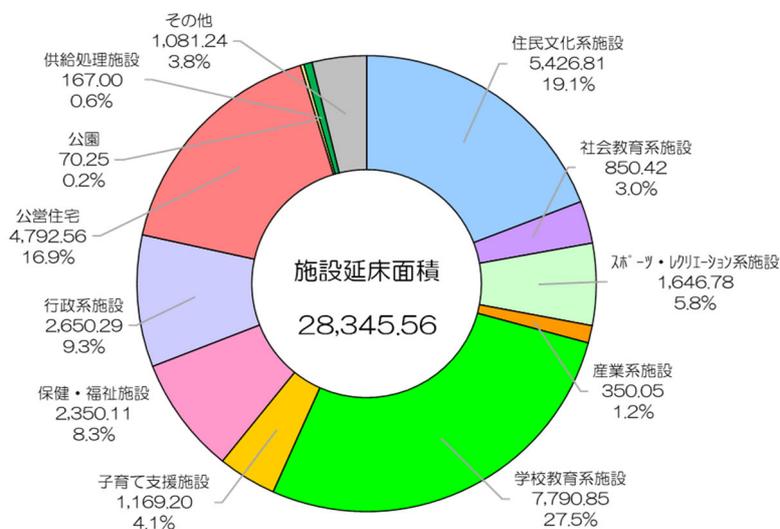
5. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物の保有施設数等

本町の建築系施設は全 66 施設、総延床面積は 28,345.56 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは学校教育系施設で総延床面積の 27.5%を占めています。次に公営住宅が続き、総延床面積の 16.9%を占めています。

図表 2.5.1 施設延床面積の構成



構成比	施設数	施設大分類	延床面積	構成比
25.8%	17施設	住民文化系施設	5,426.81m ²	19.1%
6.1%	4施設	社会教育系施設	850.42m ²	3.0%
3.0%	2施設	スポーツ・レクリエーション系施設	1,646.78m ²	5.8%
3.0%	2施設	産業系施設	350.05m ²	1.2%
6.1%	4施設	学校教育系施設	7,790.85m ²	27.5%
3.0%	2施設	子育て支援施設	1,169.20m ²	4.1%
4.5%	3施設	保健・福祉施設	2,350.11m ²	8.3%
12.1%	8施設	行政系施設	2,650.29m ²	9.3%
15.2%	10施設	公営住宅	4,792.56m ²	16.9%
6.1%	4施設	公園	70.25m ²	0.2%
1.5%	1施設	供給処理施設	167.00m ²	0.6%
13.6%	9施設	その他	1,081.24m ²	3.8%
100.0%	66施設	総計	28,345.56m ²	100.0%

※出典：田野町資料より集計

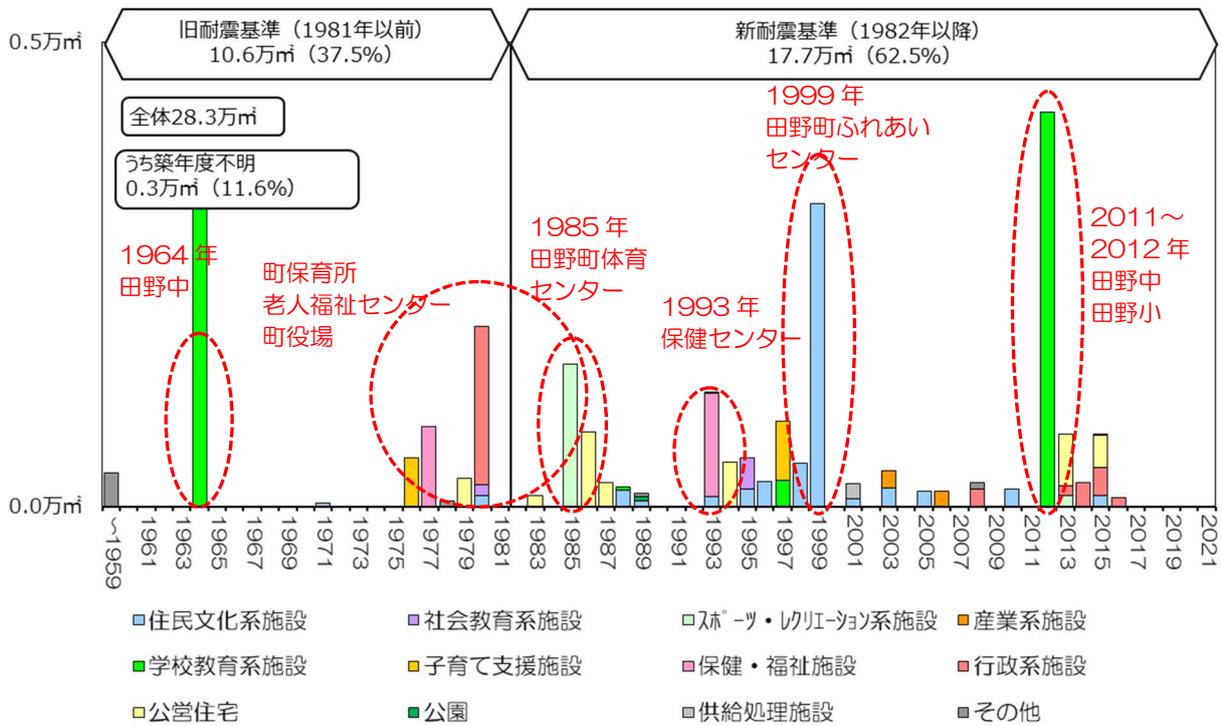
(2) 建築年別・用途分類別延床面積

築年別整備状況では、昭和 51 (1976) 年頃から昭和 55 (1980) 年頃にかけて最初の整備 (町保育所、老人福祉センター、町役場) の集中が見られます。

これらは現在、築 30 年を超えており、本計画の計画期間内 (30 年間) には更新時期を迎えることとなります。

その後も建設が続きますが、特徴的なものとしては昭和 60 (1985) 年の勤労者体育館 (現、田野町体育センター)、平成 5 年 (1993) 年の田野町保健センター、平成 11 (1999) 年の田野町ふれあいセンター、平成 23 年 (2011) 年の田野中学校及び平成 24 (2012) 年の田野小学校などの建設が見られます。これらについても本計画の計画期間内には大規模改修などの対策が必要となります。

図表 2.5.2 保有する建物の築年別整備状況



※出典：田野町資料より集計

(3) 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、平成 31（2019）年 3 月現在、39 橋です。これらを本町が長寿命化に取り組むべき対象としています。39 橋の内訳は、道路橋 38 橋、その他 1 橋（人道橋）です。

(4) 上水道の状況

本町の簡易水道の供用開始は、昭和 29（1954）年 3 月で、送水管延長 1,633m、配水管延長 34,453m となっています（令和 2 年度決算統計による）。

6. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりとめました。

(1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.6.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共建築物	公共施設等個別施設計画	令和3年度～令和12年度（10年間）
	学校施設等長寿命化計画	令和3年度～令和12年度（10年間）
インフラ資産	橋梁個別施設計画	令和元年度～令和10年度（10年間）
	簡易水道経営戦略	平成29年度～令和9年度（11年間）

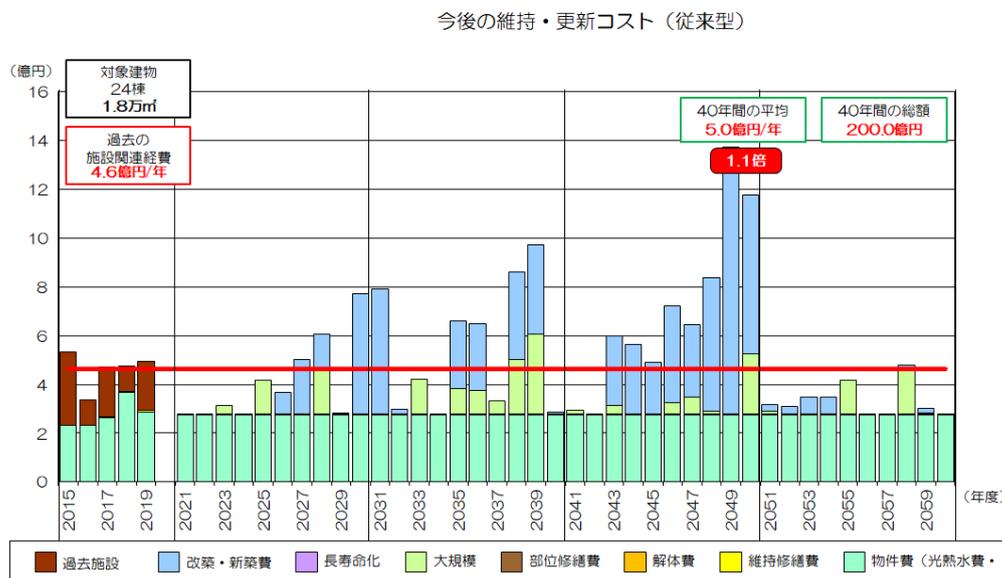
※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物

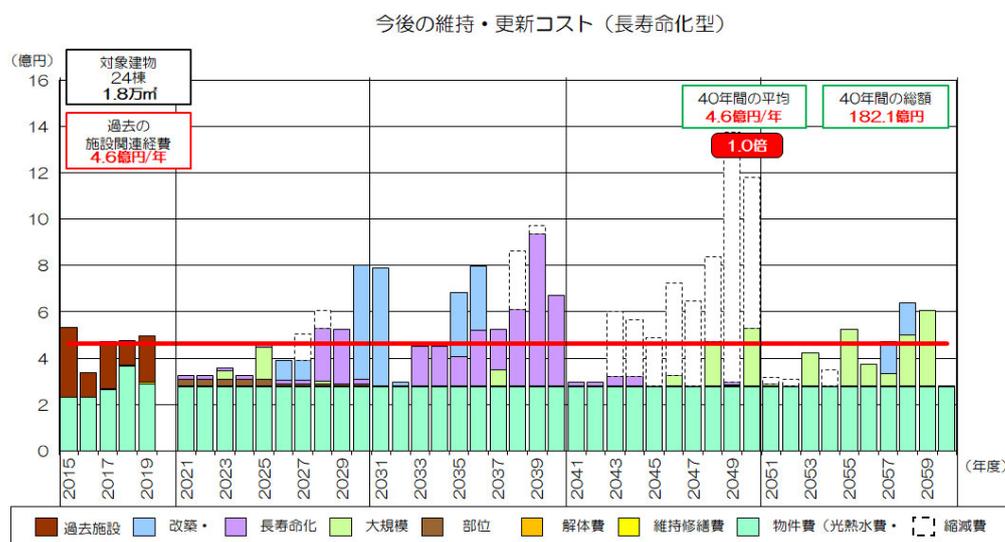
ア. 公共施設等個別施設計画による効果（学校施設、公営住宅等を除く）

公共施設等個別施設計画によると、令和3（2021）年度～令和42（2060）年度の40年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化等対策前では約200.0億円で、年平均約5.0億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約182.1億円で、年平均約4.6億円と推計されています。このことより、40年間の対策の効果として年間約4千万円の縮減効果が見られました。

図表 2.6.2 現状における公共建築物の更新等費用



図表 2.6.3 長寿命化等対策を講じた場合の公共建築物の更新等費用

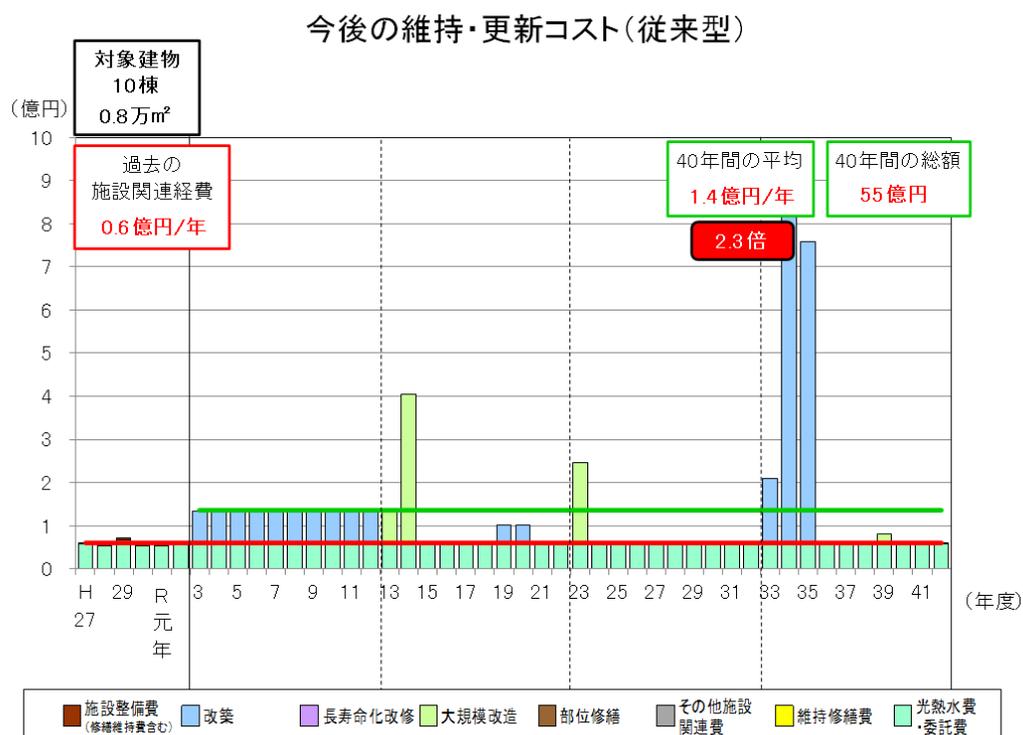


イ. 学校施設等長寿命化計画による効果

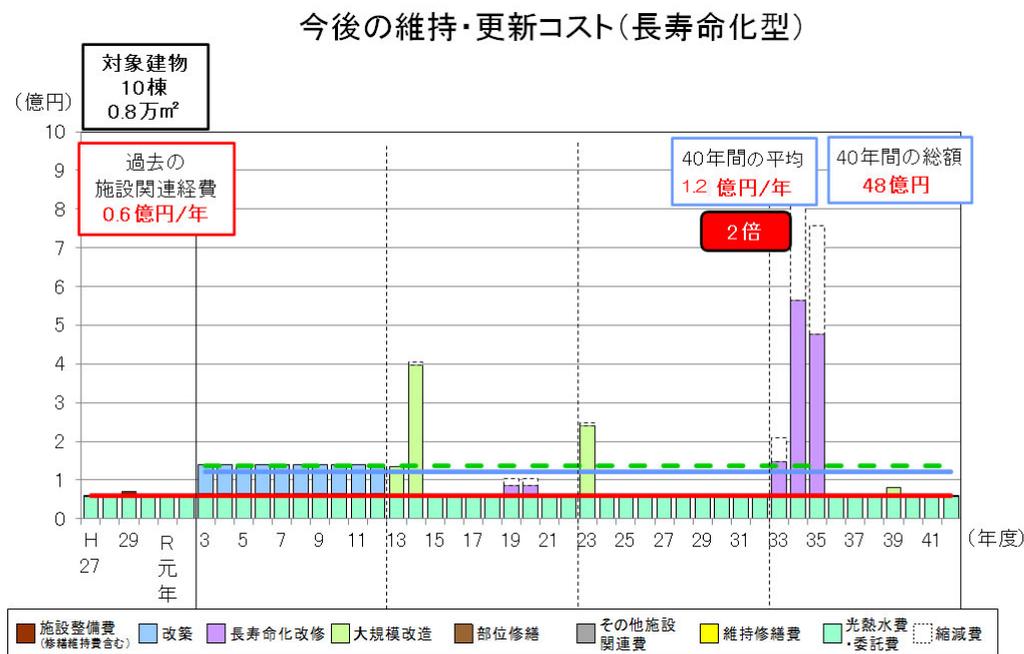
学校施設長寿命化計画によると、令和 2（2020）年度～令和 41（2059）年度の 40 年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化等対策前では約 55 億円で、年平均約 1.4 億円と推計されています。一方、長寿命化等対策を講じた場合は約 48 億円で、年平均約 1.2 億円と推計されています。

このことより、40 年間の対策の効果として年間約 2 千万円の縮減効果が見られました。

図表 2.6.4 現状における学校施設の更新等費用



図表 2.6.5 長寿命化等対策を講じた場合の学校施設の更新等費用



(3) 公共建築物全体 (参考)

個別施設計画の結果と並行して、本町の全ての公共建築物（個別施設計画策定分も含む）の更新等費用について、一般財団法人建築保全センター刊行の「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）に示された方法を用いて試算しました。

試算条件の概要は次のとおりですが、長寿命化における耐用年数の考え方、更新費用等試算方法の概要は、「別添資料 1、2」に示します。

図表 2.6.6 試算条件

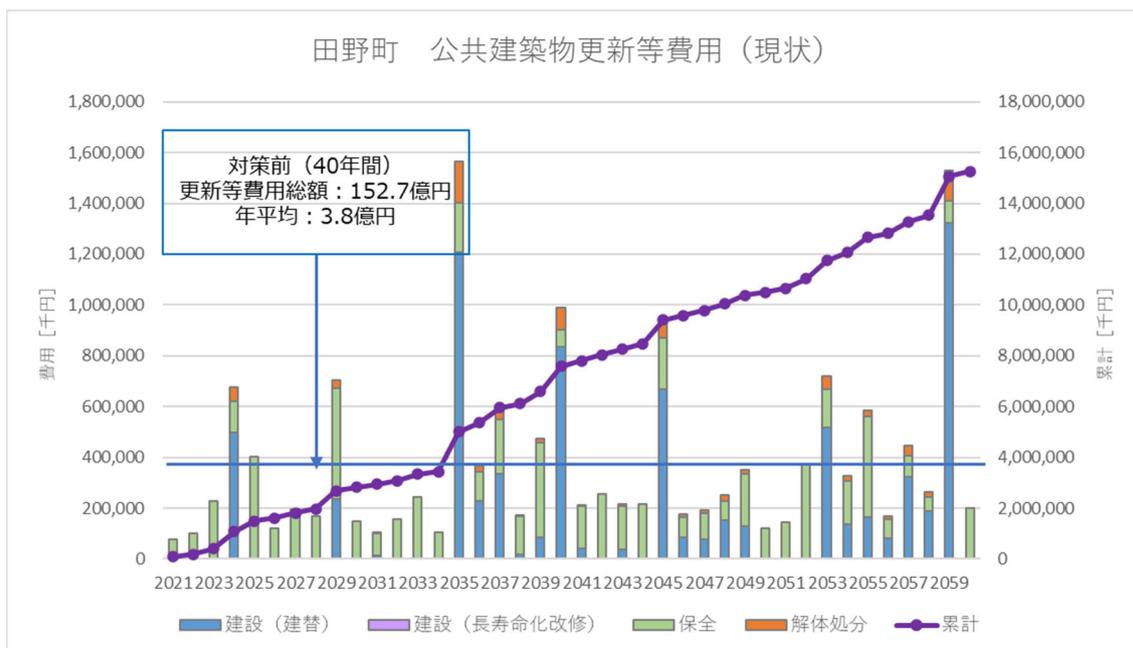
区分	試算条件
長寿命化等対策前	<ul style="list-style-type: none"> 目標耐用年数は 60 年として計算した。 目標耐用年数が到来したとき、全ての施設を同一の面積規模で更新（解体処分及び建設）することとした。
長寿命化等対策後	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化が可能と判断した施設については、目標耐用年数を 80 年とし、その他は 60 年として計算した。 目標耐用年数が到来したとき除却可能な施設は解体処分し、継続する施設は同一の面積規模で更新（解体処分及び建設）することとした。 長寿命化する施設は、50 年目に建築コストの 25%、解体処分コストの 5%を計上して長寿命化改修（内部の機能アップ）を行うこととした。

試算の結果、令和 3（2021）年度～令和 42（2060）年度の 40 年間の更新等費用は、長寿命化等対策前では約 152.7 億円で、年平均約 3.8 億円となり、長寿命化等対策を講じた場合は約 130.8 億円で、年平均約 3.3 億円となりました。

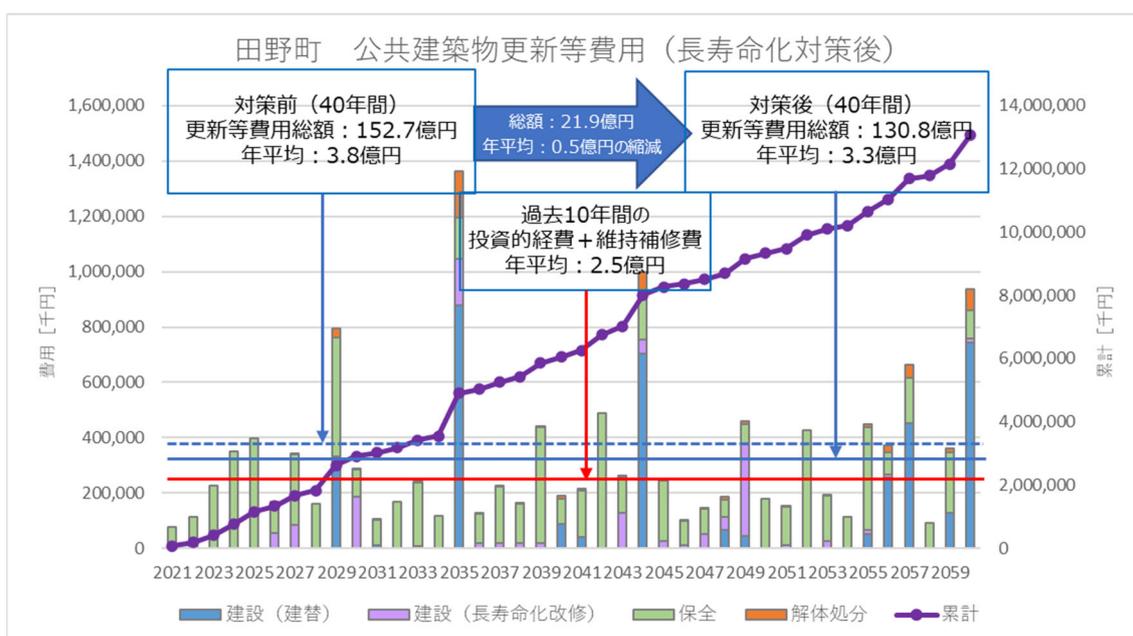
このことより、40年間の対策の効果として年間約5千万円の縮減効果が見られました。

ここで過去10年間の公共建築物に係る投資的経費及び維持補修費は、約2.5億円（図表2.3.6の公共建築物に係る投資的経費2.49億円+図表2.3.4の維持補修費8百万円の1/2を公共建築物分とした。）となっています。単純比較はできませんが、過去の投資的経費の平均値と長寿命化等対策後の更新等費用の年平均値の間には約8千万円のかい離があります。

図表 2.6.7 長寿命化等対策を講じた場合の学校施設の更新等費用



図表 2.6.8 長寿命化等対策を講じた場合の学校施設の更新等費用



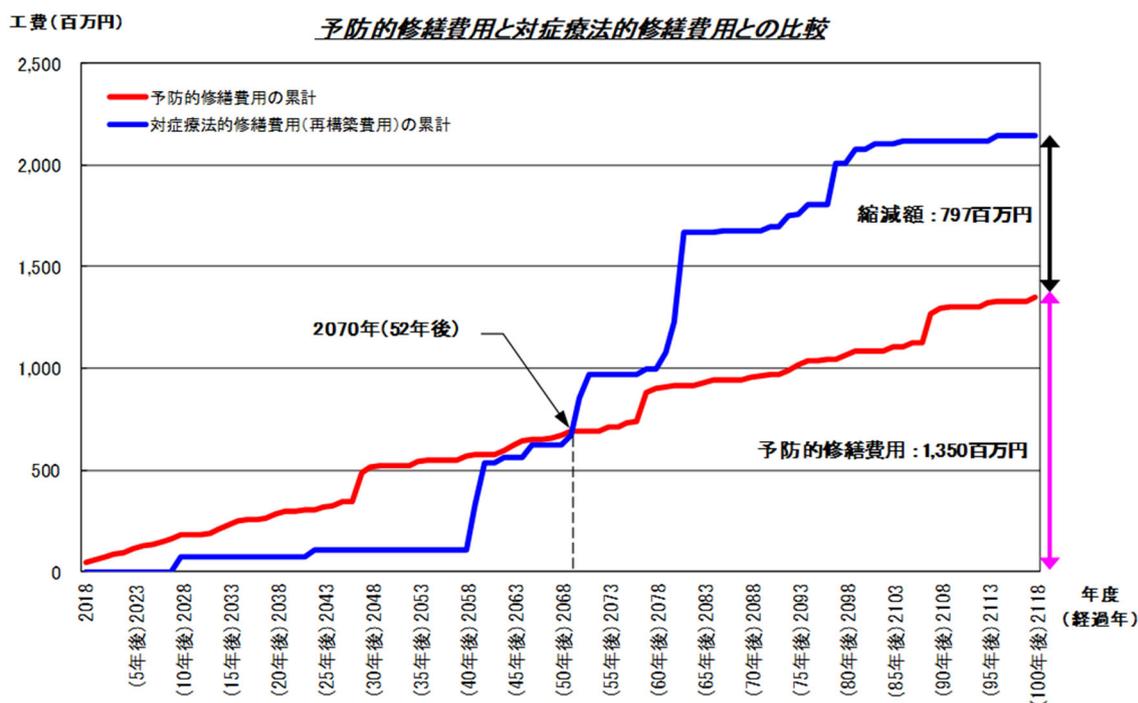
(4) インフラ資産に係る更新等費用

ア. 橋梁個別施設計画

橋梁個別施設計画によると、計画的な財政の投資を行い、予防保全による維持修繕を行うことで、大規模の修繕が少なくなり修繕コストの縮減が可能となり、令和4(2022)年を基準として今後100年間で7億9千700万円の縮減効果を見込めるとしています。

このことによって、本町の限られた財源の中、将来に渡り一定の道路サービス水準を維持できます。

図表 2.6.9 予防的修繕による修繕コスト等の縮減効果



※上記グラフは計画の効果を表したものであり、費用は目安です。

イ. 簡易水道経営戦略

簡易水道経営戦略によると、アセットマネジメントにより、施設及び管路の更新費用を平準化の観点から10年毎に整理すると、長期的には0.27億円/年の投資が必要としています。

図表 2.6.10 アセットマネジメントにより平準化した施設及び管路の更新需要

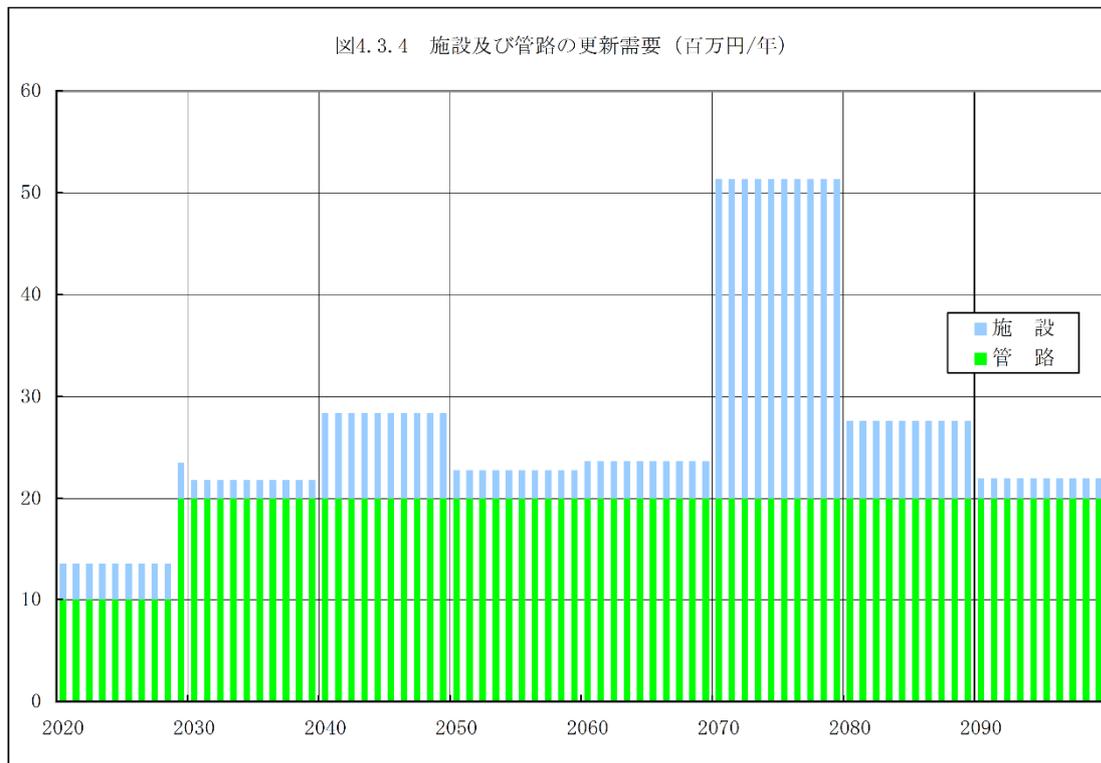


表4.3.8 施設及び管路の更新費用（百万円/年）

種 別	年 度									合 計	平 均
	2020 ～2029	2030 ～2039	2040 ～2049	2050 ～2059	2060 ～2069	2070 ～2079	2080 ～2089	2090 ～2099			
施 設	4	2	8	3	4	31	8	2	61	8	
管 路	11	20	20	20	20	20	20	20	151	19	
合 計	15	22	28	23	24	51	28	22	212	27	
								平 均	27		

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本町では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

(1) 財務

- ① 本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることとなります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策が喫緊の課題です。

(2) 品質

- ① 本町の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく進展しています。これらは、その施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

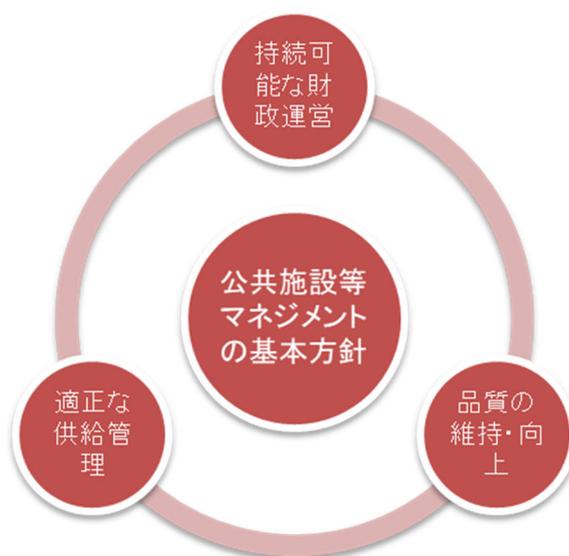
(3) 供給

- ① 本町においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としない「サービス提供方法の変更」などの取組が求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本町では、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設等マネジメントの基本方針を「持続可能な財政運営」、「品質の向上」、「適正な供給管理」と定めます。

図表 3.2.1 公共施設等マネジメントの基本方針



(1) 持続可能な財政運営

■維持管理費用の適正化

- ・ 現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。
- ・ 大規模改修、更新時には省エネルギー設備等を導入し、その後の維持管理費用の縮減を図ります。

■民間活力の導入

- ・ PPP/PFI 等の手法を活用した官民の連携による施設整備や管理・運営方法を見直し、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

■未利用地の貸付・売却

- ・ 複合化や集約化・機能統合または除却等により発生した未利用地は、統合的に管理を行い、民間事業者への貸付や売却等を行い、その収益を公共施設の維持管理費用等に充当します。

(2) 品質の維持・向上

■予防保全の推進と施設の長寿命化

- ・ 日常点検や定期点検による劣化状況の把握に努めます。
- ・ 点検結果を踏まえ、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、劣化が深刻化する

前の計画的な維持管理（予防保全）への転換を推進します。

- ・ 大規模改修の実施等により、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■ユニバーサルデザインの導入

- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

■用途変更

- ・ 公共施設の用途が、設置目的と一致していないもの、または一致しなくなったものについて、従来の施設の用途を変更し、他の用途として使用する等施設と用途の最適化を図ります。

（3）適正な供給管理

■施設総量の適正化

- ・ 住民ニーズや施設の特長、費用対効果を踏まえ、施設の廃止・複合化・多機能化等を検討し、人口減少や財政状況に対応した公共建築物の総量の適正化を図ります。
- ・ インフラ資産は、住民生活における重要度・優先度や利用状況を考慮し、中長期的な視点から適正な供給を図ります。

■機能の複合化等による効率的な施設配置

- ・ 住民サービスを行う上で必要な機能については、現状施設にこだわらず、周辺の公共施設の立地状況を踏まえ、複合化や集約化を検討します。
- ・ 効率的な施設配置の中で必要な機能を維持し、住民サービスの低下を防ぎます。

■民間活力の導入による供給方式の見直し

- ・ 民間活力の導入による供給方式の見直しを検討し、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

(2) インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、施設の集約化や複合化による統廃合は想定せず、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めています。

本計画の計画期間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.3.1 公共施設等マネジメントの基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ◆ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ◆ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成 	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で強靱なインフラシステムの構築 ・ 統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・ メンテナンス産業の育成 ・ 多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効果的かつ効率的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札契約制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ・ 計画のフォローアップの実施

※出典：「インフラ長寿命化基本計画概要（平成 25（2013）年 11 月）（国土交通省）を編集

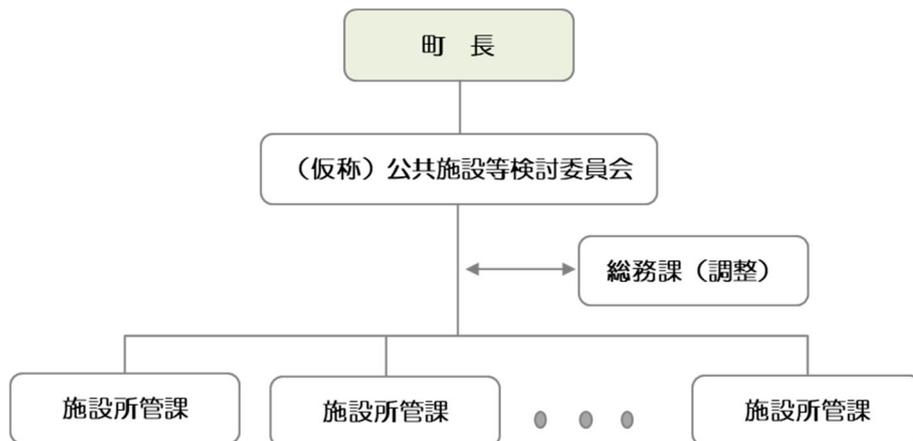
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

本計画を展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、公共施設等マネジメントに係る横断的機能を有した組織の設置を検討し、次に示すような継続的なマネジメントを行います。

- ・ 公共施設等の情報を集約し、全庁共有を図り施設所管課間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 個別施設計画を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 広報紙、ホームページ等を通じて住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取組を進める。

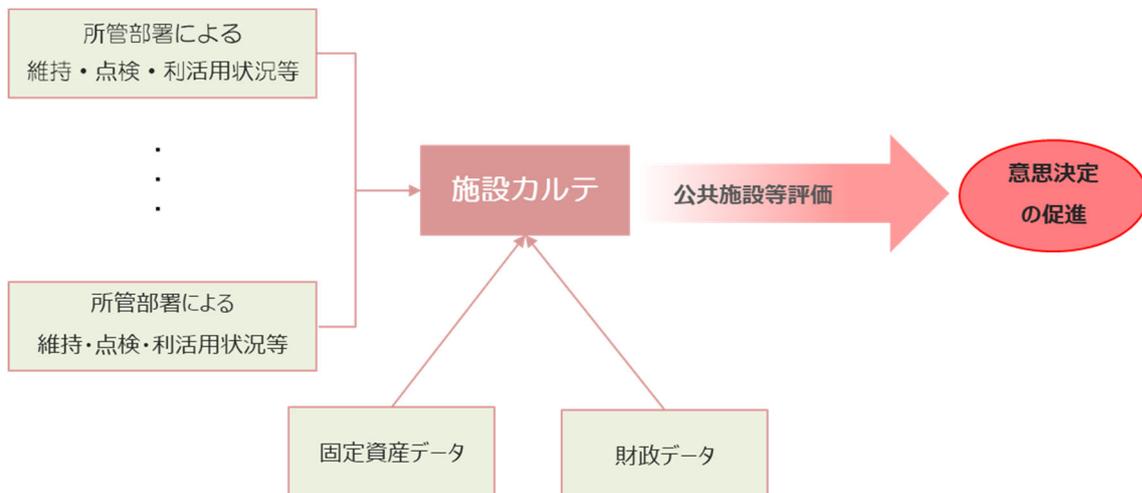
図表 3.4.1 公共施設等マネジメントの取組体制



(2) 情報管理・共有方策

公共施設等マネジメントを効果的に実施していくために、施設所管課の情報を集約し、固定資産データ及び財政データとも連携して施設カルテに展開し、全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します。

図表 3.4.2 情報管理・共有方策



5. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の8つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するのが予防保全にあたります。予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保策の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56(1981)年以前に建築された建物(旧耐震基準)については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

一般に、高度経済成長期に建設された公共施設等は、その建替え時期も一時期に集中する傾向にあります。長寿命化を図ることによって建替え時期の集中を回避するとともに、そこで得た期間を活用して、複合化・集約化・多機能化など、施設と機能の分離による見直しや、その実現手段の一つとして官民連携の導入を推進することにより、支出の平準化と縮減に貢献すると考えます。

また、長寿命化は、環境配慮や安全・安心の確保など社会的な要請のなかで積極的に取り組まなければ

ならない重要課題でもあります。今後とも維持していくべき公共施設等については、長寿命化の判断基準に基づき、その対象と目標耐用年数を定め、予防保全の考え方に基づき長寿命化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的施策の内容を踏まえ、本町においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進に関する方針

地球温暖化対策計画(2021 年(令和 3 年)10 月 22 日閣議決定)に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画(同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上を図ります。

■ 個別計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、未策定の施設に関しては国(関係省庁)等の動向を踏まえ、個別計画の策定を担当課に促します。

■ 財政との連携

長期的な視点から策定した施設管理整備・管理運営の計画は、財政指標により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

■ 情報の共有

各所管課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化並びに内容の充実を図るとともに、定期的な情報の更新に努めながら、庁内で共有します。

■ 官民協働・民間活力の活用

公共施設等に関する業務をすべて行政で担うということは、現実的、効率的ではありません。

今後、PPP／PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

■ 隣接する自治体との連携など広域的視野をもった検討

近隣自治体との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

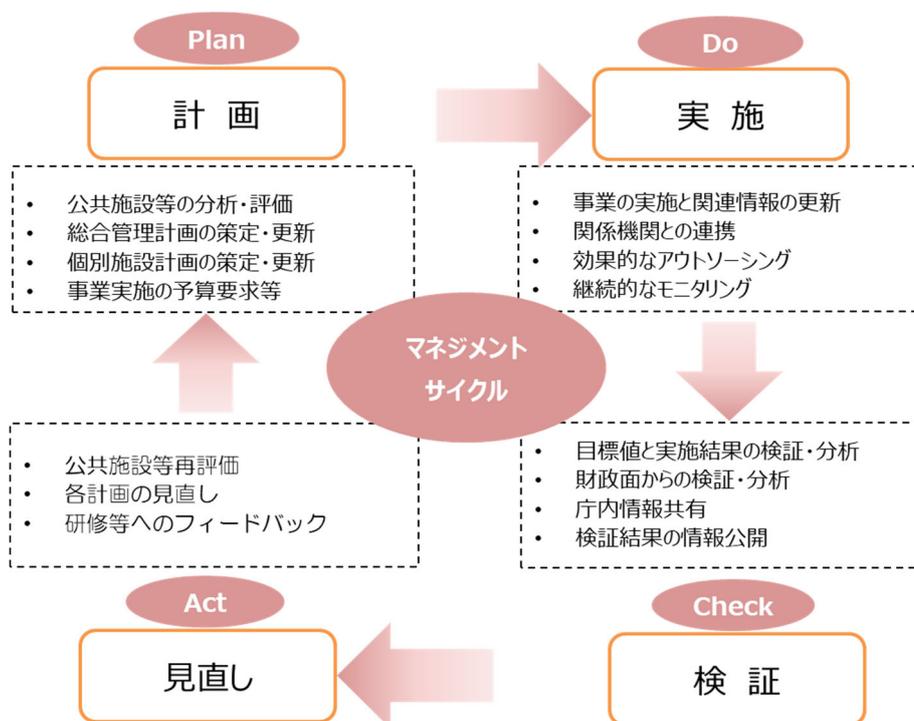
6. PDCA サイクル推進方針

(1) マネジメントサイクルの形成

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画期間中には社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。概ね 5 年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを実施します

図表 3.6.1 総合管理計画マネジメントサイクル



(2) 本計画の検証について

■評価指標について

本計画では、実施計画を通じて次のような評価指標を検討します。

図表 3.6.2 評価指標

視点	評価指標 (KPI)	目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総延床面積の縮減 ✓ 維持管理・運営費のコスト縮減 ✓ 長寿命化・予防保全等の効果 ✓ 土地売却・貸付、収入効果 ✓ 代替サービスの開発 	✓ 詳細は個別施設計画において定める。
個々の施設の在り方	✓ 利用者数、利用者満足度など	

■財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能です。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します。

図表 3.6.3 基本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円）
：世代間公平性（ストック）	社会資本形成の世代間負担比率 (有利子負債÷公共資産)：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	有形固定資産減価償却率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

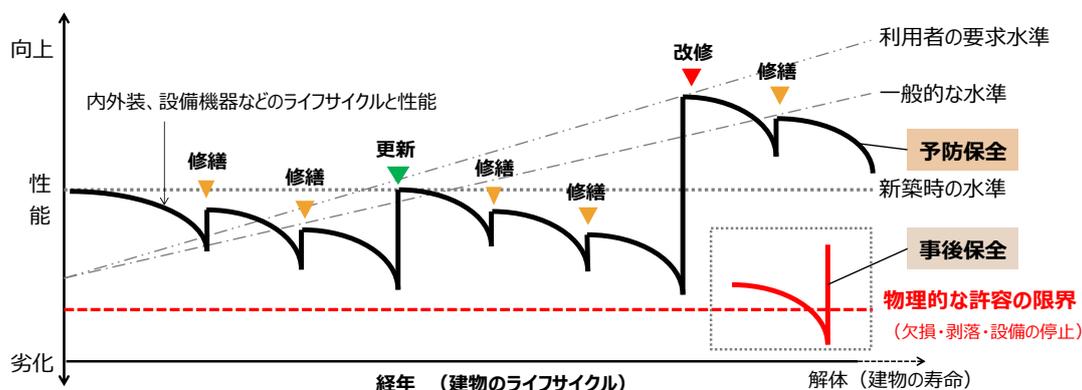
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

公共建築物の再編については、「公共施設等マネジメントの基本方針」を踏まえ、長寿命化、官民連携手法、複合化や集約化などの再編実施手法を効果的に組み合わせて、その適正化を図っていきます。

1. 全ての公共建築物について、「公共施設等マネジメントの基本方針」を踏まえて、可能な限り長寿命化を図るとともに、更新時期を迎えた段階では、複合化や集約化などの再編実施手法を効果的に組み合わせて、延床面積の縮減を始めとする施設の再編を進めます（図表 4.1.2 参照）。
2. 平成 31（2021）年 3 月策定の「田野町地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、また、ライフサイクルコストの縮減の観点からもカーボンマネジメントを推進します。
3. 築 40 年を超える主な施設としては、町役場（築 41 年）、田野中学校（築 57 年）、町保育所（築 45 年）、老人福祉センター（築 44 年）などがあります。今後の長寿命化を見据え、利用者の要求水準に合わせた改修を実施します（図表 4.1.1 参照）。

図表 4.1.1 公共建築物のライフサイクルと保全等



凡例

事後保全	建物の物理的な限界により、外壁の剥落や設備の停止など不具合等が顕在化してから対策を講じることをいいます。
予防保全	建物の部位や設備に不具合や故障が発生する前に、部品等を修繕あるいは交換し、機能及び性能を維持する保全の取り組みをいいます。

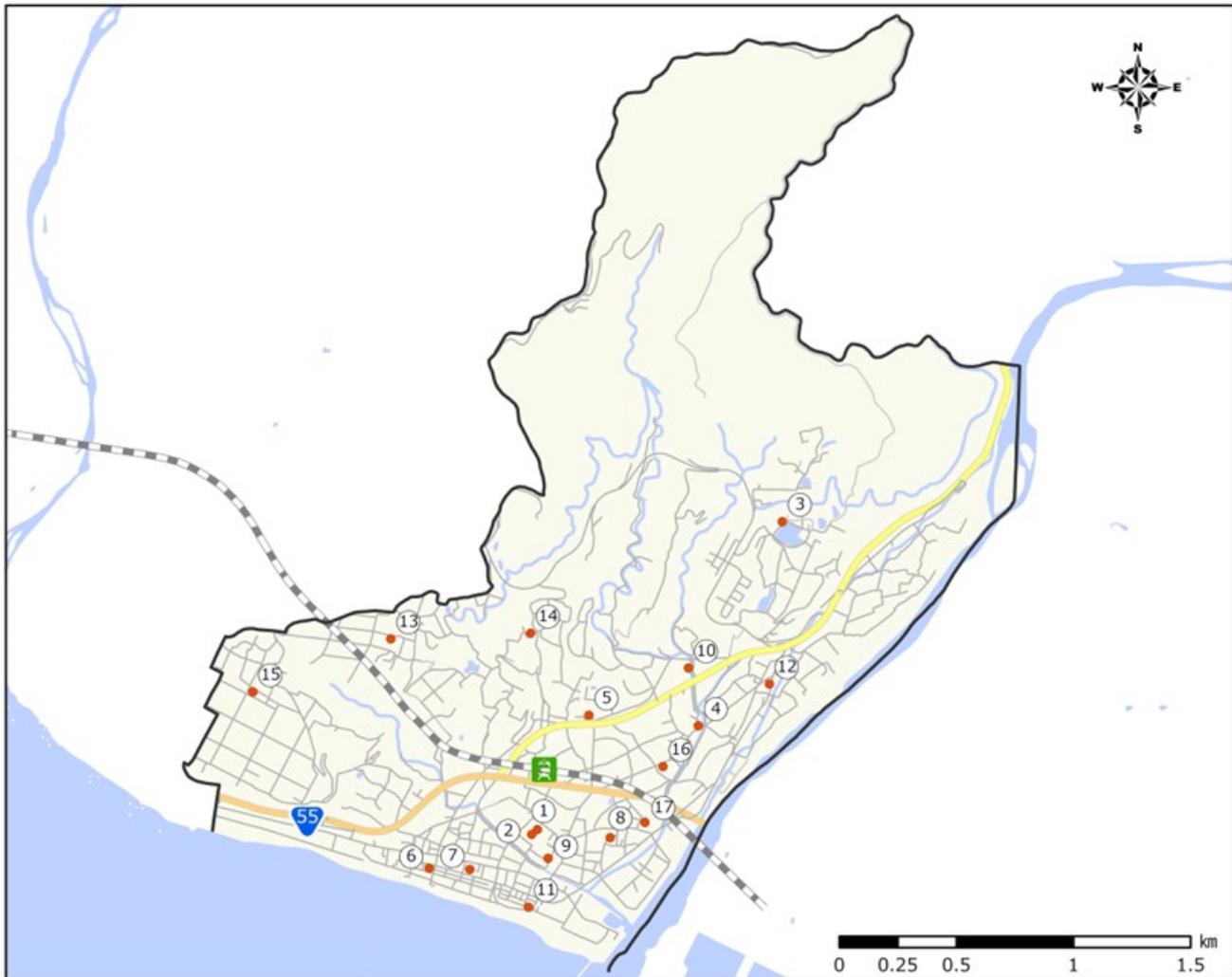
修繕 ▼	公共建築物の全体または部分の機能及び性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいいます。
更新 ▼	対象となる建物の全体または部分の機能及び性能を、初期と同等のものに取り換えることをいいます。
改修 ▼	物理的劣化や社会的劣化（陳腐化）したものについて、初期の水準を超える機能及び性能を有する新しいものに取り換えることにより、公共建築物の長寿命化（延命化）を図ることをいいます。

図表 4.1.2 施設再編の考えから

見直し手法	実施内容	取組イメージ	効果
集約化	利用状況や利用需要等を踏まえ、同じ用途である複数の施設を全体として必要な量に集約する。		<p>空いた土地・建物は売却し施設再編の財源へ</p>
複合化	利用状況や利用需要の見通しを踏まえ、複数の施設の機能（サービス提供）を周辺の異なる用途の施設と複合化する。		<p>空いた土地・建物は売却し施設再編の財源へ</p>
広域化	近隣自治体との連携により、同一の施設機能（サービス提供）を行政境界をまたがり実施する。		<p>運営の効率化 経営改善につながる</p>
多機能化	1つの空間を利用時間を分けて利用する。		<p>空いた土地・建物は売却し施設再編の財源へ</p>
用途変更	施設の設置目的に一致していないものまたは一致しなくなったものについて、従来の施設用途を廃止し、他の用途として使用する。		<p>運営の効率化 経営改善につながる</p>
民間施設の活用	施設の規模や設備・運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用する。		<p>空いた土地・建物は売却し施設再編の財源へ</p>
実施主体や管理運営主体の変更	施設の規模や運営の形態などを踏まえ、実施主体や管理運営主体を民間事業者等へ変更する。		<p>運営の効率化 経営改善につながる</p>
サービス提供方法の変更	事業内容や提供するサービスのあり方などを踏まえ、ICT、IoT等の活用などにより、建物を前提としない事業の実施やサービスの提供方法へ変更する。		<p>空いた土地・建物は売却し施設再編の財源へ</p>

図表 4.1.3 公共建築物の配置状況と施設一覧

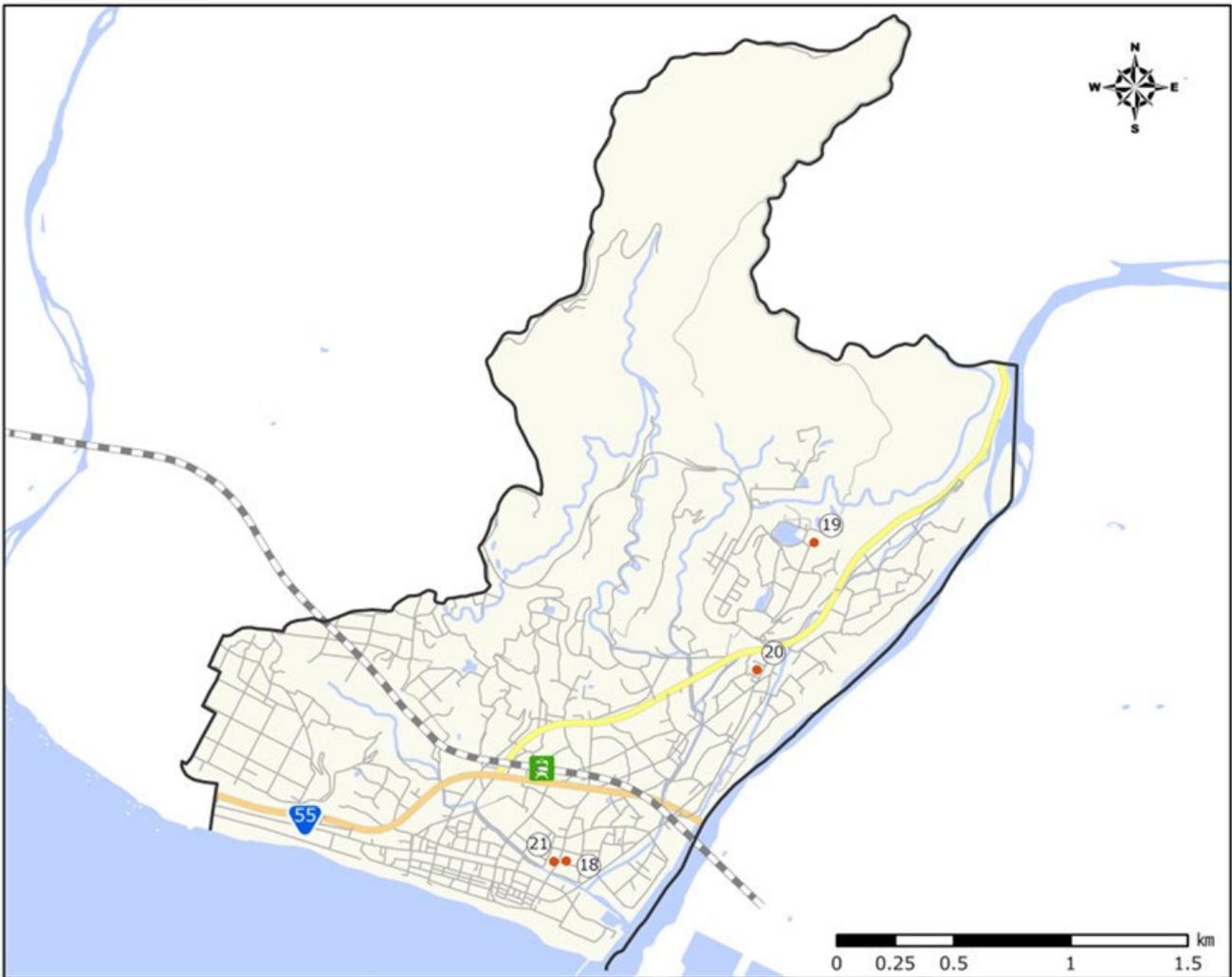
◆ 住民文化系施設



【 施設の概要 】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築年度	延床面積 (㎡)	備考
1	住民文化系施設	文化施設	生涯学習センター（ふれあいセンター）	下島田1456-42	1999	3260.79	
2			中芸情報センター	下島田1465-40	1998	349.00	
3			土生ノ岡集会所	北野柳4562	1971	40.52	付帯施設含む
4		集会施設	旧上地集会所	島ノ前597-1	1980	119.56	
5			千福集会所	宮田1301-3	2005	161.54	
6			鴻涛集会所	八幡馬場西2397	1995	183.00	
7			浜田集会所	浄土寺西2463-3	1993	109.30	
8			旧芝・北町集会所	土居ノ下745-9	1988	93.68	
9			立町・西町集会所	下島田1456-7	1988	82.76	
10			日野集会所	伊勢田464-1	1989	64.14	
11			新町集会所	蔵屋敷2519-1の内	1996	175.83	
12			開集会所	東森次266-3	1996	86.12	
13			北張集会所	北張4857-2	1998	118.22	
14			中野集会所	中尾新田3908-1	2001	82.12	
15			大野集会所	東大野5034	2003	196.91	
16			上地集会所	540番地1	2010	181.42	
17			芝・北町集会所	堀ノ内814・815	2015	121.90	

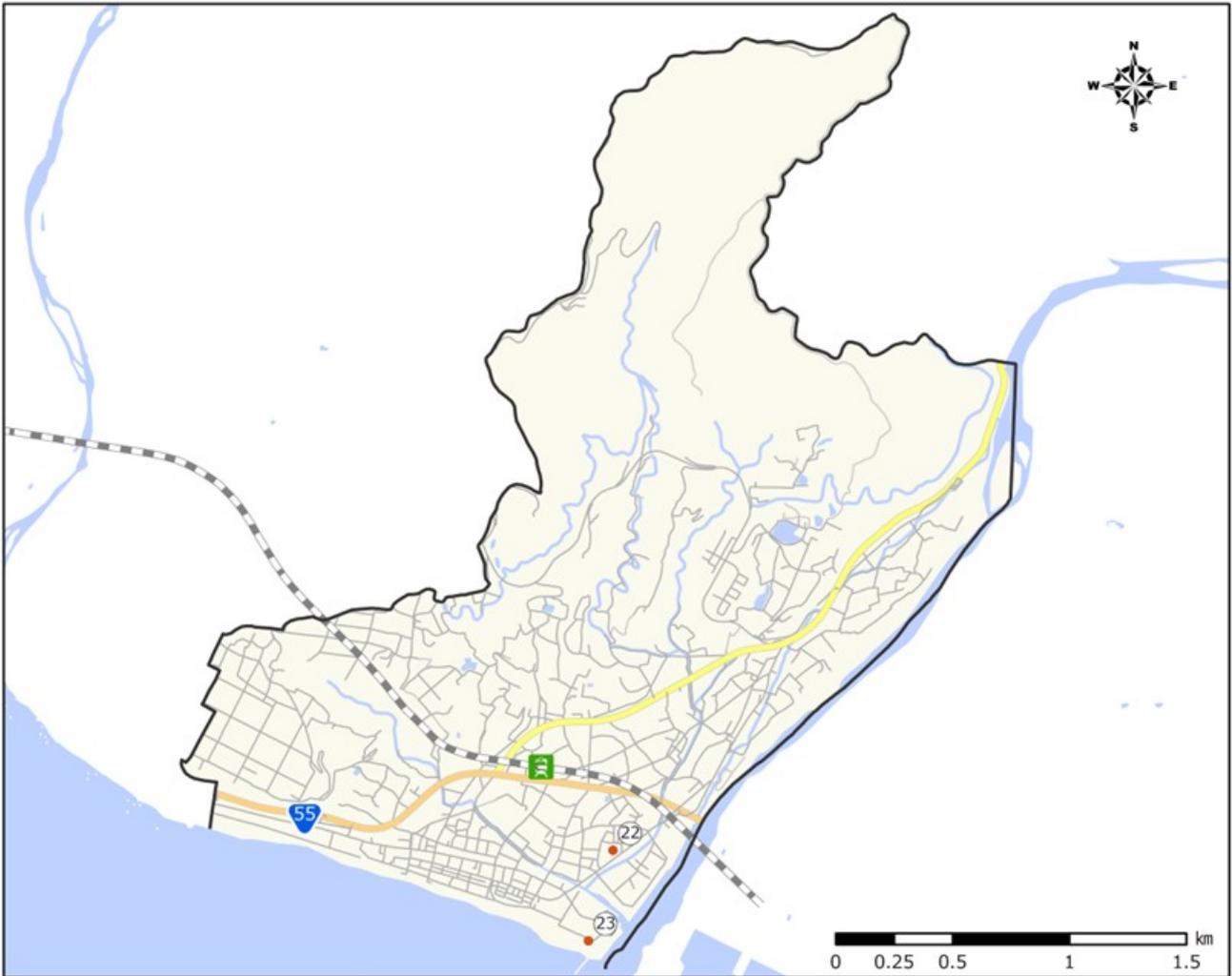
◆ 社会教育系施設



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築年度	延床面積 (m ²)	備考
18	社会教育系施設	博物館等	岡御殿	東町南角2147-1	-	253.40	付帯施設含む
19			清岡邸	上土生4577	-	136.04	付帯施設含む
20			濱口邸	中森次277-14	1980	117.54	付帯施設含む
21			浜川邸	西町南角1848	1995	343.44	付帯施設含む

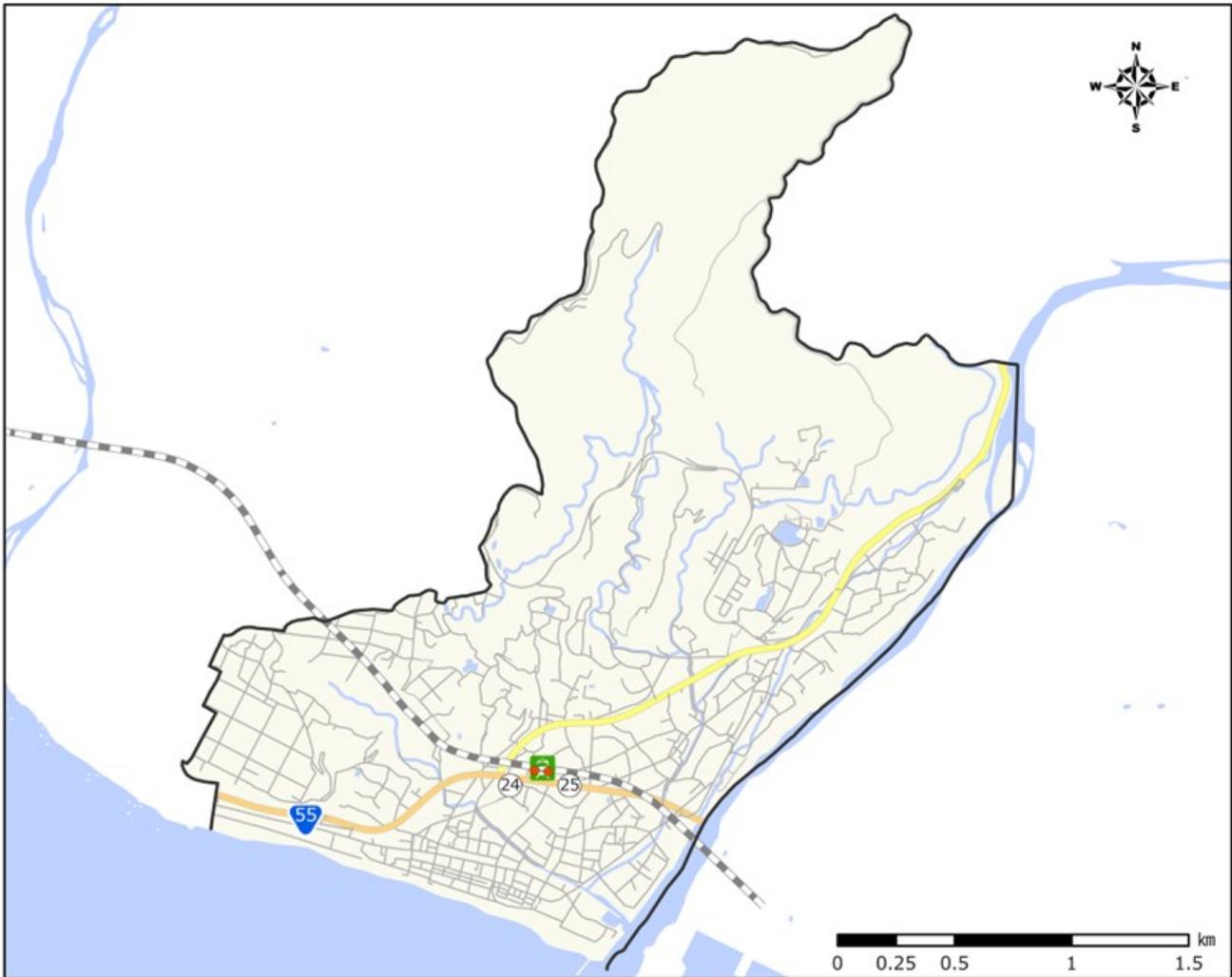
◆ スポーツ・レクリエーション系施設



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (㎡)	備考
22	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	田野町体育センター	土居ノ下747-2	1985	1531.88	
23		レクリエーション施設・観光施設	製塩体験施設	中島南2703-6	2013	114.90	付帯施設含む

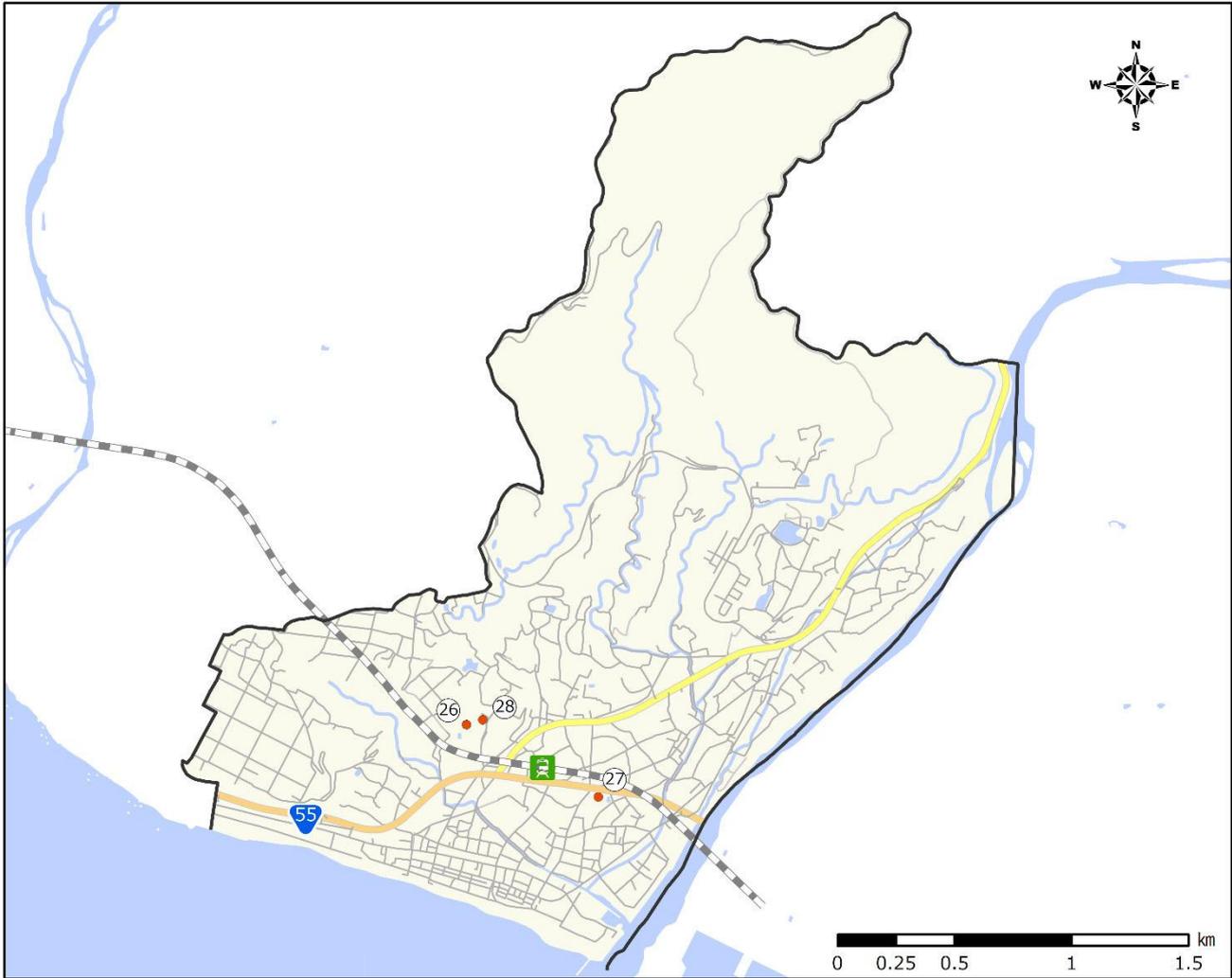
◆ 産業系施設



【 施設の概要 】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築年度	延床面積 (㎡)	備考
24	産業系施設	産業系施設	地場産品直売所 (田野駅屋)	上島田1431-1	2003	191.27	付帯施設含む
25			地場産品加工所	安田分1386-1	2006	158.78	

◆ 学校教育系施設

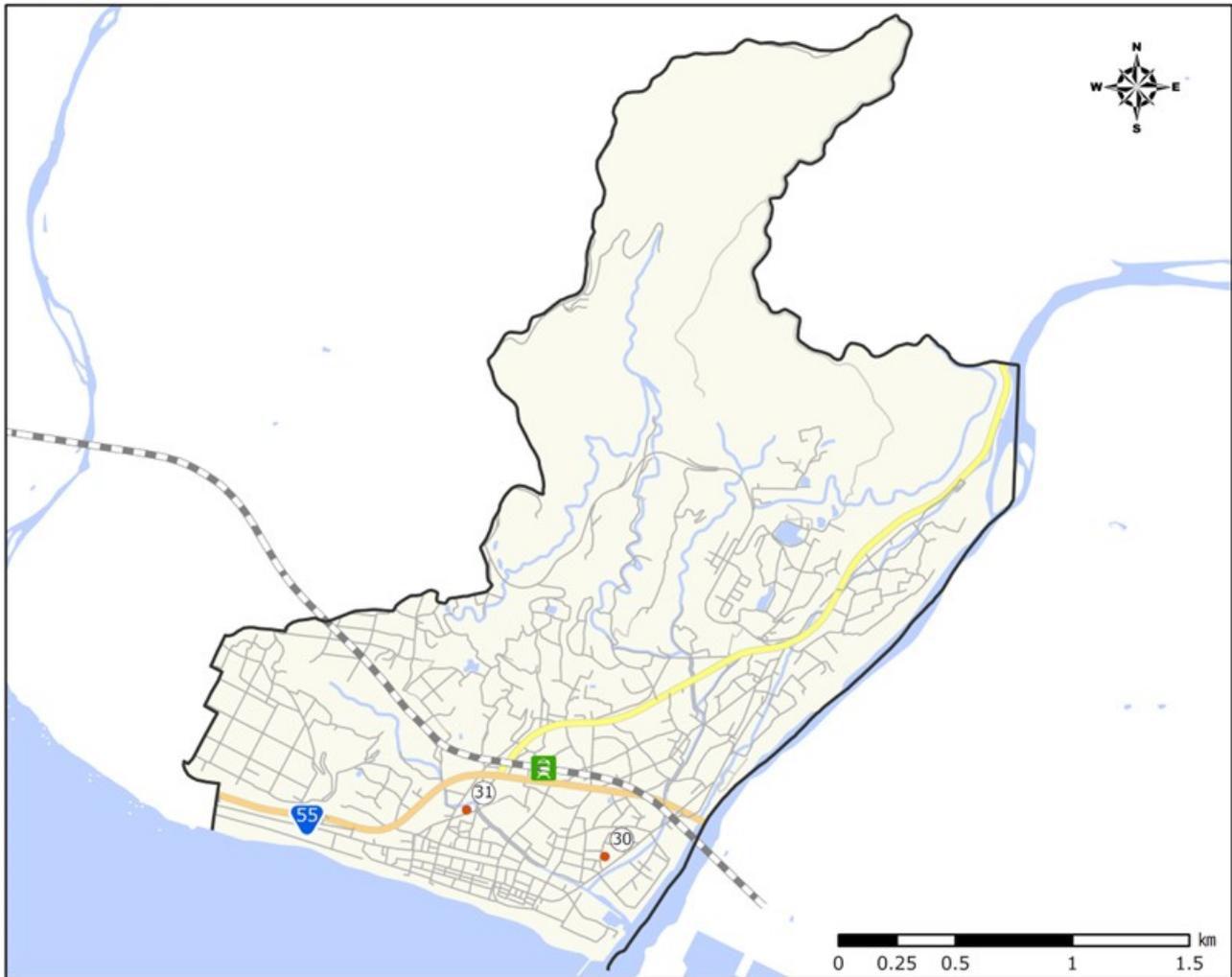


【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築年度	延床面積 (㎡)	備考
26	学校教育系施設	学校	田野中学校	北浦田1652	1964	3245.15	付帯施設含む
27			田野小学校	岩原908-2	2012	4244.00	付帯施設含む
28		その他教育施設	田野町学校給食センター	北浦田1650	1997	273.70	
29			学校林学習棟	北川村宗ノ上字西谷 (国有地林)	1988	28.00	

※ 番号29「学校林学習棟」は、北川村にある為、地図表記を省略しています。

◆ 子育て支援施設



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (㎡)	備考
30	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	田野幼稚園	土居ノ下747-4	1997	646.00	
31			田野保育所	浜ノ後1753-7	1976	523.20	

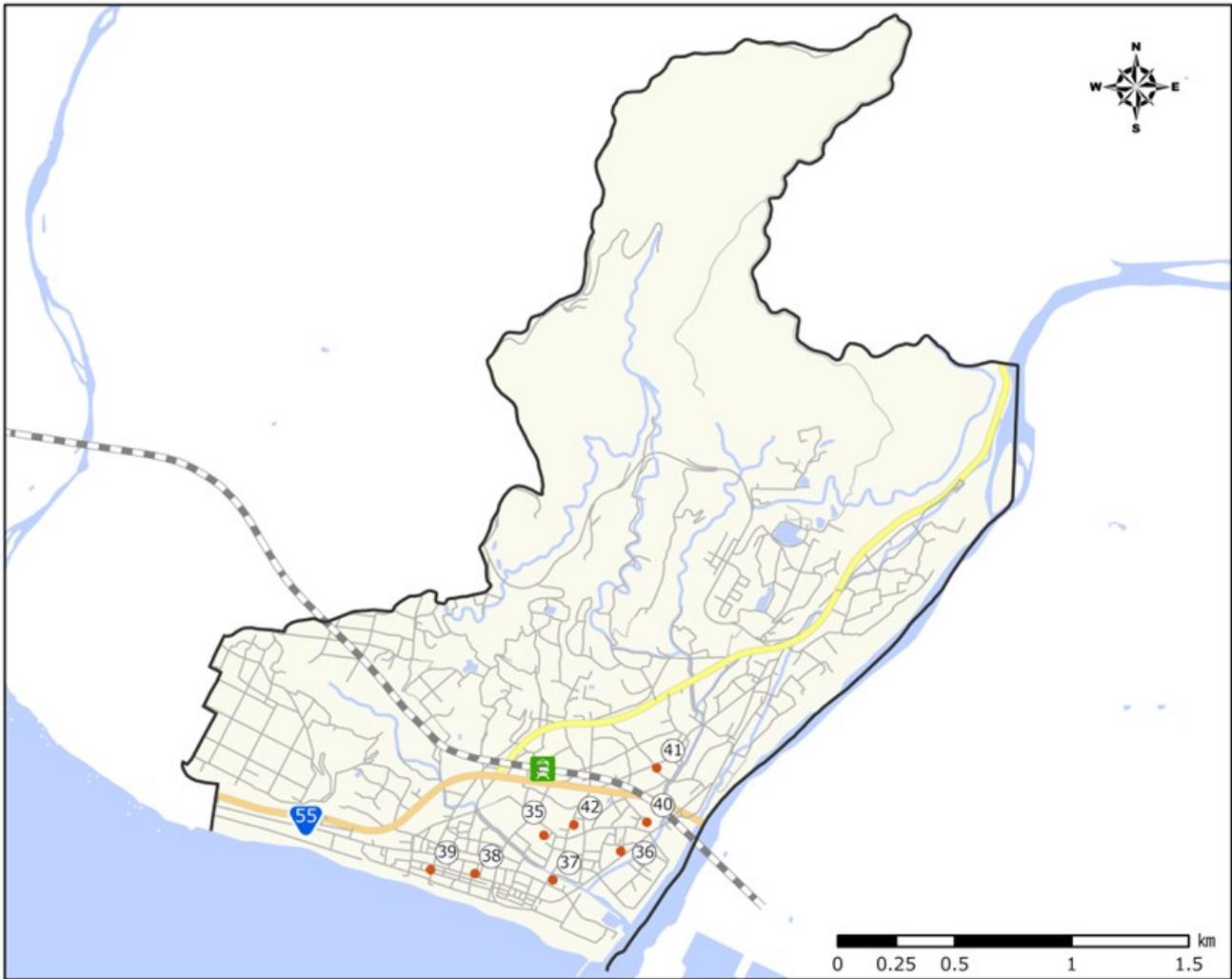
◆ 保健・福祉施設



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (㎡)	備考
32	保健・福祉施設	高齢福祉施設	新なかよし交流館	堤ノ内818-1	-	389.00	
33			老人福祉センター	松本1837-2	1977	857.31	付帯施設含む
34		保健施設	保健・デイサービスセンター	下島田1456-41	1993	1103.80	

◆ 行政系施設



【 施設の概要 】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (㎡)	備考	
35	行政系施設	庁舎等	町役場	松本1828-5	1980	1704.37	付帯施設含む	
36			消防施設	田野町第1津波避難タワー 津波避難施設	芝747-2	2013	108.00	
37		田野町第2津波避難タワー		制札幌2659-1	2014	156.00		
38		田野町第3津波避難タワー		浄土寺西2464-2	2014	105.00		
39		田野町第4津波避難タワー		2397	2015	67.50		
40		田野町第5津波避難タワー		堤ノ内815	2015	224.24		
41		田野町第6津波避難タワー		539-1	2016	96.00		
42		その他行政系施設		消防屯所	西町1818-1	2008	189.18	付帯施設含む

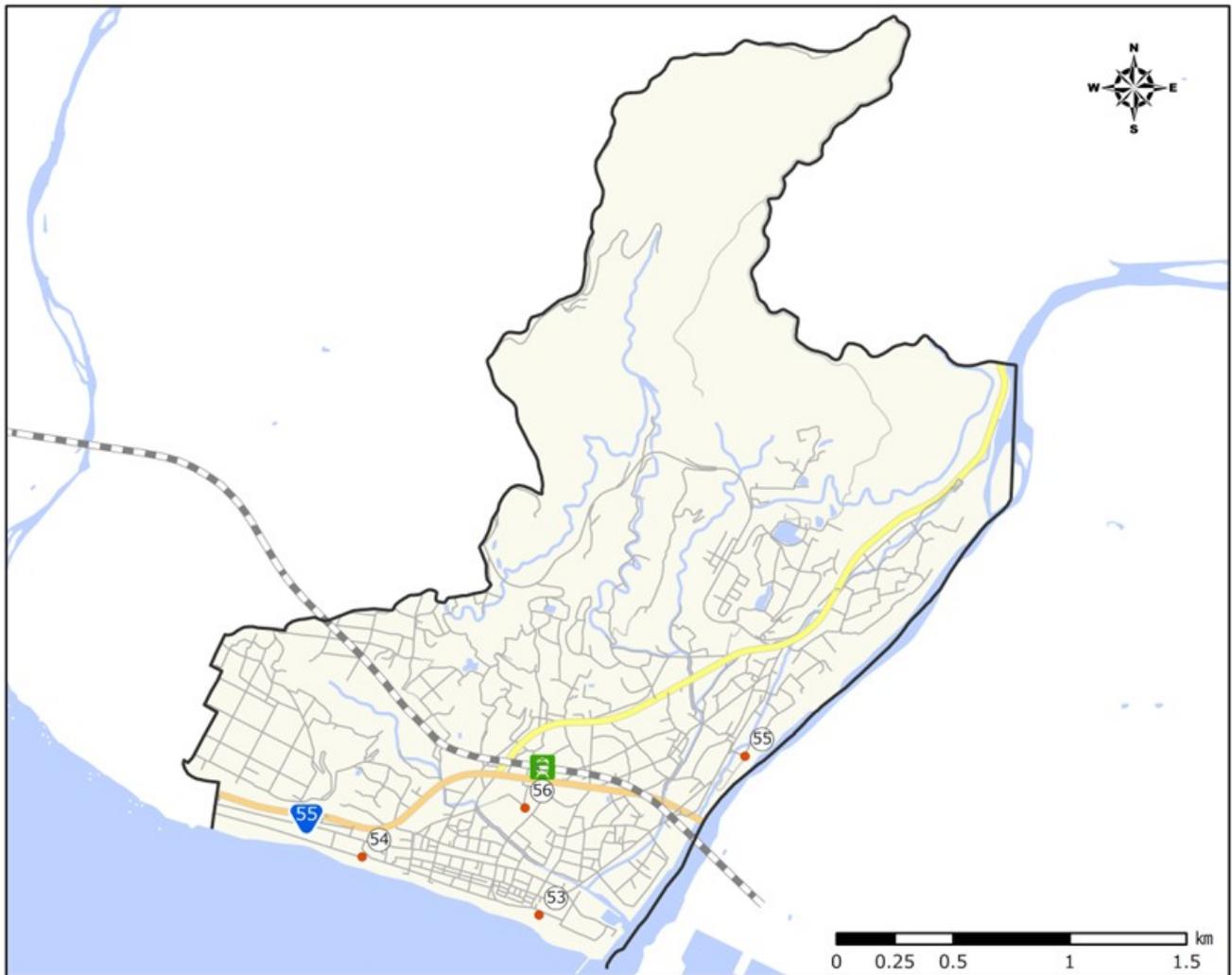
◆ 公営住宅



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (m)	備考
43	公営住宅	公営住宅	開住宅	東森次255-1	1983	119.24	
44			開母子住宅	東森次255-1	1979	296.55	
45			新町住宅	蔵屋敷2519-11	1987	251.20	
46			新町西住宅	蔵屋敷2519-7	1986	801.36	付帯施設含む
47			湍清東（特定公共賃貸住宅）	浜田町1743	1994	474.42	
48			湍清中住宅	竹ノ下1741	-	629.00	
49			湍清西住宅	西海浜2723-21	-	637.00	
50			開特定公共賃貸住宅	東森次3-08-1	-	676.00	
51			移住促進住宅	蔵屋敷2519-30,31	2013	550.40	付帯施設含む
52			新町中住宅	蔵屋敷2519-10	2015	357.39	

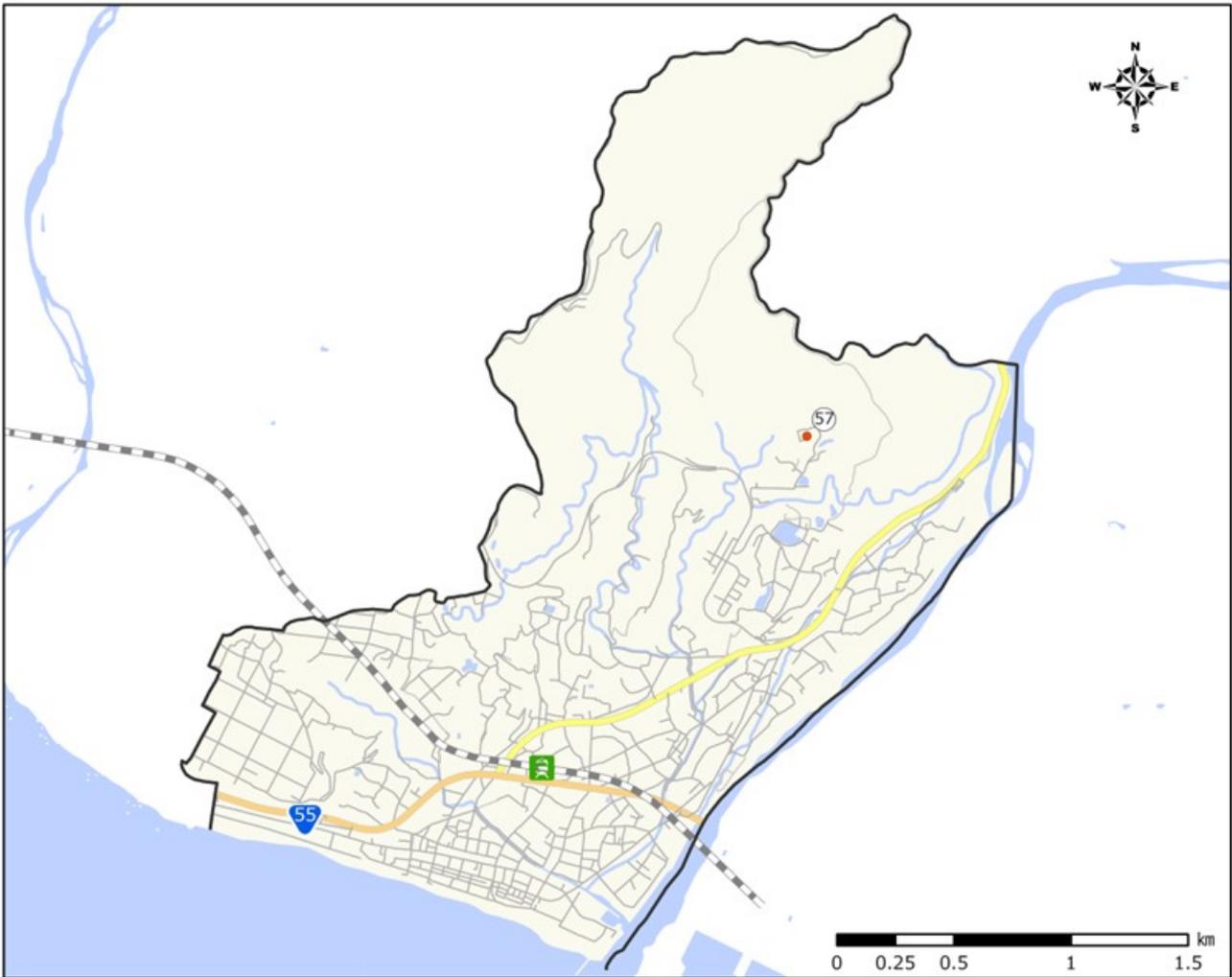
◆ 公園



【施設の概要】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (㎡)	備考
53	公園	公園	新町遊園地 便所	東海浜2709-23	2015	9.24	
54			湊湾遊園地 便所	西海浜2721-1	-	3.96	
55			二十三士公園 便所	奈半利川河川敷	-	20.05	
56			ふれあい広場便所	下島田1456-42	1989	37.00	

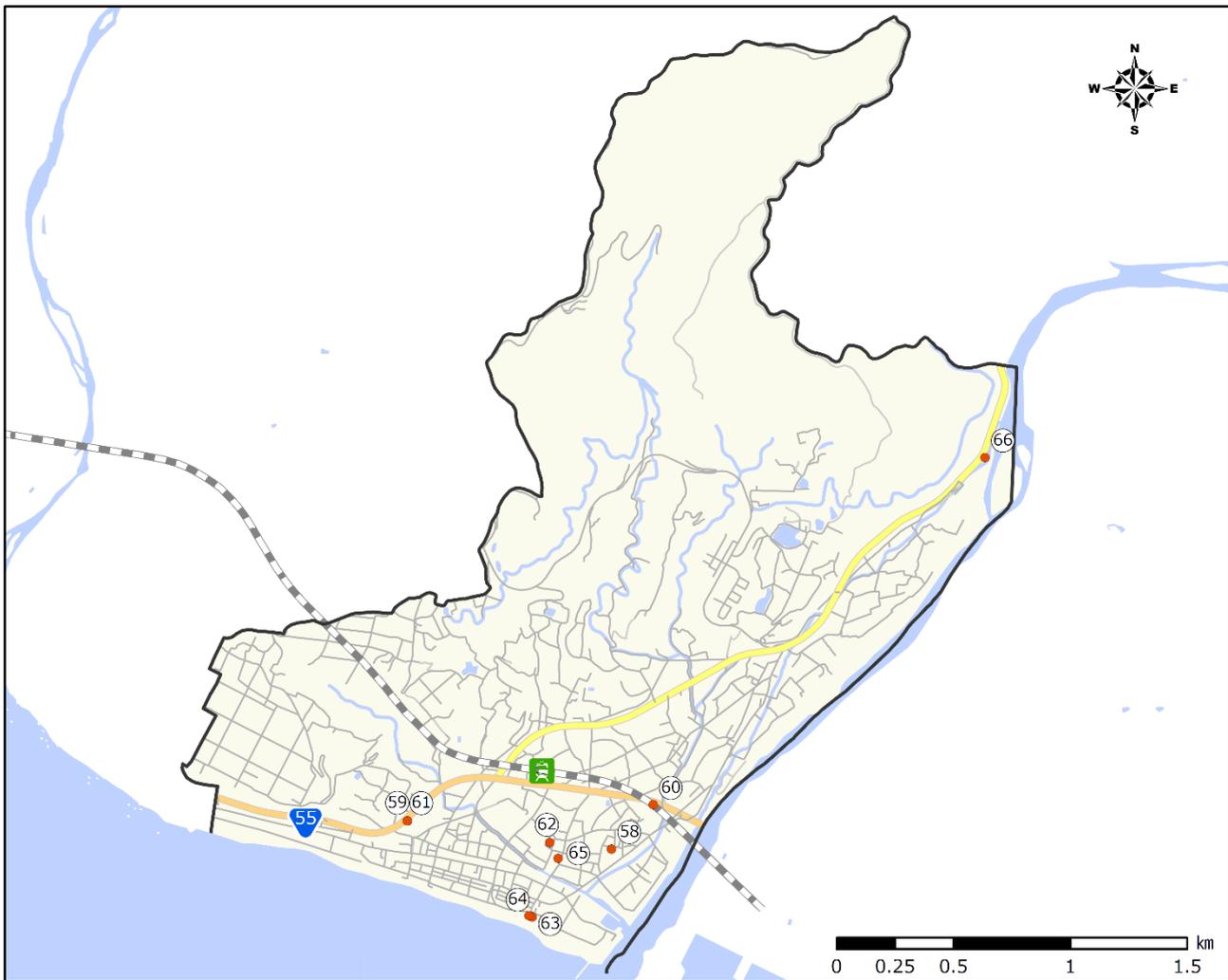
◆ 供給処理施設



【 施設の概要 】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (m)	備考
57	供給処理施設	供給処理施設	築地不燃物処理場	東水呑4414-1	2001	167.00	付帯施設含む

◆ その他



【 施設の概要 】

番号	大分類	中分類	施設名	所在地	代表建築 年度	延床面積 (m ²)	備考
58	その他	その他	町バス車庫	土居ノ下747-2	1989	38.00	
59			八幡様前バス停 便所	踊ヶ坂2858-1	1993	2.66	
60			芝バス停	堤ノ内825-4	-	7.78	
61			八幡前バス停	踊ヶ坂2858-1	-	6.66	
62			旧法務局 (役場東)	松本1828-6	1900	363.00	
63			旧新町集会所	東海浜2709-23	1978	60.00	
64			旧県林業指導所	東海浜2709-38	-	480.90	
65			消防屯所跡	西町南角1849-2	2008	62.24	
66			空き家	上立岡13-6	-	60.00	

2. インフラ資産

インフラ資産については、総量を削減することは現実的ではないため、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25 年（2013 年）11月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めます。

本計画期間において、インフラに関する技術の革新や新たな政策等により、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ施設の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

ア. 橋りょう

平成 29（2019）年 3 月更新の「田野町橋梁個別施設計画」に基づき①日常点検、定期点検、異常時点検による健全度の把握、②修繕・架替えに対する費用の縮減を基本方針として長寿命化を推進します。

イ. 上水道設

平成 30（2020）年 3 月策定の「田野町簡易水道事業経営戦略」に基づき、アセットマネジメント（資産管理）の実践によって次のような効果を顕在化させます。

- ① 基礎データの整備や技術的な知見に基づく点検・診断等により、現有施設の健全性等を適切に評価し、将来における水道施設全体の更新需要を掴むとともに、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化が可能となる。
- ② 中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、財源の裏付けを有する計画的な更新投資を行うことができる。
- ③ 計画的な更新投資により、老朽化に伴う突発的な断水事故や地震発生時の被害が軽減されるとともに、水道施設全体のライフサイクルコストの減少につながる。
- ④ 水道施設の健全性や更新事業の必要性・重要性について、水道利用者や議会等に対する説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営が達成できる。

第5章 計画の推進に向けて

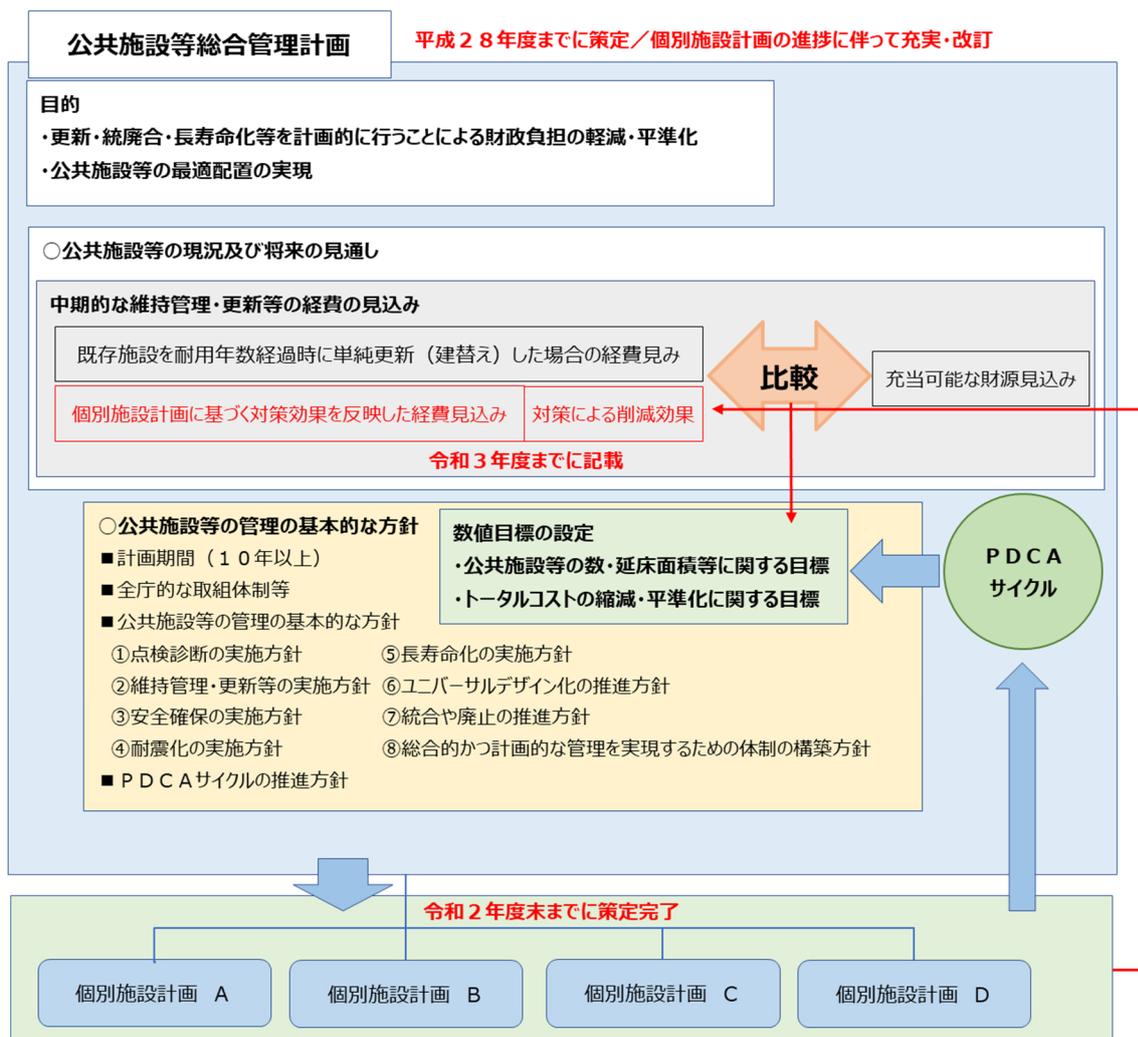
公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、町全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



別添資料

資料 1 : 長寿命化における耐用年数の考え方

資料 2 : 更新費用等試算方法の概要

用語の解説

【い】

■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■ 建築物のライフサイクルコスト

『建築物のライフサイクルコスト平成 31 年版』発売日：2019/03/01、出版社：建築保全センター、ISBN：978-4-907762-49-0。

■ 減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■ 集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■ 新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害が

ないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■ リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■ PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。